

平成30年12月 4日開会

平成30年12月20日閉会

# 平成30年第4回(12月)定例会

川根本町議会

## 平成30年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号（12月4日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
○議案第55号の上程、説明	9
○議案第56号の上程、説明	9
○議案第57号～議案第62号の上程、説明	10
○議案第63号の上程、説明	11
○議案第64号の上程、説明	12
○議案第65号の上程、説明	12
○議案第66号の上程、説明	13
○議案第67号の上程、説明	13
○散 会	14

### 第 2 号（12月12日）

○開 議	18
○議事日程の報告	18
○諸般の報告	18
○議案第55号の質疑、討論、採決	18
○議案第56号の質疑、討論、採決	19
○議案第57号の質疑、討論、採決	20
○議案第58号の質疑、討論、採決	20
○議案第59号の質疑、討論、採決	21
○議案第60号の質疑、討論、採決	22
○議案第61号の質疑、討論、採決	22

○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	2 3
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	2 4
○議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	2 4
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	2 5
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	2 6
○議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	2 6
○発言の訂正	2 7
○日程の追加	2 8
○議案第 6 8 号の上程、説明	2 8
○議案第 6 9 号の上程、説明	2 9
○議案第 7 0 号～議案第 7 5 号の上程、説明	2 9
○発議第 2 号の採決	3 1
○散 会	3 1

### 第 3 号 (1 2 月 2 0 日)

○開 議	3 5
○議事日程の報告	3 5
○諸般の報告	3 5
○一般質問	3 5
石 山 貴美夫 君	3 6
山 本 信 之 君	5 1
藪 田 靖 邦 君	5 9
野 口 直 次 君	7 1
○議案第 5 4 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	8 5
○議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	8 7
○議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	8 7
○議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	8 8
○議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	8 9
○議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	8 9
○議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	9 0
○議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	9 1
○議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	9 1
○川根本町議会議員派遣の件	9 2
○閉 会	9 2

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原	緑	君
2番	澤	西	省司	君
3番	石	山	貴美夫	君
4番	杉	山	広充	君
5番	坂	本	政司	君
6番	野	口	直次	君
7番	中	野	暉	君
8番	太	田	侑孝	君
9番	山	本	信之	君
10番	中	田	隆幸	君
11番	菌	田	靖邦	君
12番	中	澤	莊也	君

不応招議員（なし）

## 平成30年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年12月4日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第54号 川根本町伝統文化伝承館条例の制定について
- 日程第 4 議案第55号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第56号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 7 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)
- 日程第 8 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町福祉センター)
- 日程第 9 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町障害福祉サービスセンター)
- 日程第10 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町自然休養村管理運営施設)
- 日程第11 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)
- 日程第12 議案第63号 平成30年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第64号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第65号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第66号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第67号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算  
(第2号)

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	坂本 政 司 君	6番	野口 直 次 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	藺田 靖 邦 君	12番	中澤 莊 也 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	北原 徳 博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	後藤 泰 久 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕 文 君	教育総務課長	森 下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪 下 和 英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩 之

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中沢莊也君） ただいまから、平成30年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中沢莊也君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中沢莊也君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（中沢莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月28日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案14件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中沢莊也君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうから平成30年第4回の川根本町議会定例会が始まります。大変お忙しい中、全員の皆さんにお集まりいただきまして開会できますこと、心よりお礼を申し上げたいというふうに思っております。

また師走に入りました。今年もあとわずかでございます。これまで議員の皆様方には行政に対しましても大変温かいお気持ちで対応していただき、本当にありがとうございました。

10月24日からの行政報告をさせていただきます。

10月24日ですが、中部地方の治水大会が岐阜市でございまして出席をしております。

10月27日土曜日には、千年の学校の開校式、文化芸術大学の横山学長がおみえになりまして、講演をしていただきました。大変有意義な講演だったというふうに思っております。

10月31日ですが、大井川鐵道の取締役会が開催され、出席をしております。職員の採用の二次試験を行っております。

11月1日ですが、駿遠学園の管理組合の運営委員会が島田市で開催をされております。

11月4日ですが、産業文化祭が開催をされております。

11月5日です。県市町総合事務組合公務災害補償認定委員会が静岡市で開催され、出席をしております。

11月6日には、消防団の操法大会が行われるということで、壮行会を開催をしております。

11月9日、秋の園遊会に出席をさせていただきました。雨の日ではございましたけれども、大変豊かな園遊会だったというふうに思っております。

11月10日ですが、奥大井のふるさと祭り、千頭駅周辺で行われました。

11月11日、消防協会榛原支部の消防操法大会が牧之原市で行われまして、大型、小型それぞれ2位ということで、大変検討したというふうな思いでおります。

11月14日ですが、静岡財務事務所の所長がおみえになりました。

11月14日、自衛隊の藤枝地域の事務所の皆さんがおみえになりまして、災害対応を検討したというような日でございます。

11月15日ですが、補正のヒアリングがございました。

11月15日、南山城村の議会の皆さんがおみえになったということで、冒頭で挨拶をさせていただきました。

11月16日ですが、補正のヒアリング並びに交通安全の表彰、この日2000日を達成したということで、表彰を受けるというのがこの日でございます。

11月17日です。戦没者の追悼式、町のですが、これは文化会館で開催をさせていただきました。

11月18日ですが、藤枝市と岡部町の合併10周年記念の式典があったということで、出席をしております。

11月19日ですが、職員の採用試験を行っております。

11月22日ですが、長島ダム所長との定例の協議を行っております。



11月22日ですが、県の農業会議の常設審議会がございまして、出席をしております。

11月22日ですが、中部地域のサミット、これは中部地域の5市2町が知事と懇談をするという会議でございまして、出席をしております。

11月26日、町の資金管理運営委員会を開催をしております。大変難しい運用を迫られているという中で、講師を招いて勉強会を行ったというのがこの日でございます。

11月26日、課長会を開催しております。

11月27日、全員協議会を議会の皆さんにお世話になっております。

11月27日ですが、県の農地保全課の皆さんがおみえになりました。

11月28日は、全国の町村長大会並びに全国の原生自然環境保全地域の連絡会を東京で開催をしております。

11月29日、全国の山村振興連盟の総会へ出席をしております。

11月30日ですが、道路の要望を静岡市並びに島田の土木事務所に行っております。

11月30日は、大変多くの皆さんにお世話になりました。市町村対抗の駅伝大会の前夜祭並びに12月1日には、市町村対抗の駅伝大会が開催されたということで、大変川根本町の駅伝チーム、頑張ったというような感想を持ちました。

12月2日日曜日ですが、地域防災訓練、これ町内全域で開催をしております。

昨日ですが、12月3日、区長の連絡会並びに島田市の青年会議所の皆さんがおみえになりました。

以上でございます。

○議長（中沢莊也君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中沢莊也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、野口直次君、7番、中野暉君を指名します。

————— ◇ —————

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（中沢莊也君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中沢莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月20日までの17日間に決定しました。



◎日程第3 議案第54号 川根本町伝統文化伝承館条例の制定につい

て

○議長(中沢莊也君) 日程第3、議案第54号、川根本町伝統文化伝承館条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第54号です。川根本町伝統文化伝承館条例制定についての提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、来年1月末の完成予定に向け、現在建築中であります川根本町伝統文化伝承館の平成31年4月1日開館後の管理及び運営等に関する事項を定めた条例の制定をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長(中沢莊也君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で伺います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中沢莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第54号、川根本町伝統文化伝承館条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中沢莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、川根本町伝統文化伝承館条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第55号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例  
の一部を改正する条例について

○議長（中沢莊也君） 日程第4、議案第55号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第55号です。川根本町高齢者デイサービスセンターの条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案の5ページをごらんください。

川根本町高齢者デイサービスセンターは、高郷と上岸の2カ所にあり、介護保険法に基づく通所介護事業、デイサービスを実施をしておるところであります。

今回の改正は、瀬平にあります生きがい対応型サービスセンター「むつみの郷」を本条例で定める介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の施設「川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター」に改正し、新たな目的のもと活用させていただくため、条例改正をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中沢莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第56号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

○議長（中沢莊也君） 日程第5、議案第56号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第56号です。川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案の6ページをごらんください。

川根本町生きがい対応型デイサービスセンターは、高齢者が要介護にならず、健康で生き生きと生活を送っていただくことを目的とし、奥泉、高郷、瀬平の3カ所に設置をしております。

今回の改正は、さきに御審議をいただいた議案第55号のとおり、瀬平にあります「むつみの郷」を「高齢者デイサービスセンター」として改正、活用していただきたく、当該施設の本条例からは削除する改正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中沢莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



- ◎日程第 6 議案第 57号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町高齢者デイサービスセンター)
- ◎日程第 7 議案第 58号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)
- ◎日程第 8 議案第 59号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町福祉センター)
- ◎日程第 9 議案第 60号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町障害福祉サービスセンター)
- ◎日程第 10 議案第 61号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町自然休養村管理運営施設)
- ◎日程第 11 議案第 62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)

○議長（中沢莊也君） 日程第6、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）から日程第11、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）までを一括議題とします。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中沢莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）から日程第11、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第57号から62号、公の施設の指定管理の指定について、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

今回御審議をいただきます全ての施設の指定管理者は、現在それぞれの施設において指定管理事業者と指定をされておりますが、その指定期間が本年度末をもって満了となることに伴い、引き続き同事業者として指定をしたいものであります。

それでは、議案7ページをごらんください。

川根本町高齢者デイサービスセンター及び川根本町生きがい対応型デイサービスセンター、川根本町福祉センター、川根本町障害福祉サービスセンターにつきましては、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会会長、小澤敦夫氏より、奥大井自然休養村管理センターは、川根本町まちづくり観光協会会長、富田道明氏より、寸又峡温泉野天風呂は、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏よりそれぞれ指定管理者指定申請書の提出があり、11月20日に川根本町指定管理者審査委員会を開催をし、審査を行った結果、それぞれの施設における指定管理者として選定をさせていただいたところであります。

つきましては、川根本町公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定によりまして、議会の議決を求めます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中沢莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



#### ◎日程第12 議案第63号 川根本町一般会計補正予算（第4号）

○議長（中沢莊也君） 日程第12、議案第63号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第63号です。平成30年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,460万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,975万8,000円としたものであります。

今回の補正は、先般の台風24号被害によります町道閑蔵支線の災害復旧費、同様に被害を受けました林道や教職員住宅、観光施設などの復旧経費の増額、そのほかには前年度決算に基づく国県返還金の計上や配置がえに伴う職員人件費の補正が主な内容となっております。

第2表の債務負担行為補正につきましては、次年度に予定をしております事業で、その性質から今年度中に契約締結する必要のある2本の業務委託を追加計上をしております。

第3表の地方債補正につきましては、国の査定により補助認定を受けた町道閑蔵支線災害復旧事業に充当予定の災害復旧事業債を計上をしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由にかえさせていただきます。

○議長（中沢莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第13 議案第64号 平成30年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算（第2号）**

○議長（中沢荘也君） 日程第13、議案第64号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第64号です。平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ706万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,089万9,000円としたいものであります。

今回の補正は、特定入所者介護サービス等の利用者増加に伴う給付費の増額、配置がえに伴う職員人件費の補正が主な内容でございます。

第2表の債務負担行為補正につきましては、次年度以降に予定している事業で、その性質から今年度中に契約締結する必要のあるシステム賃貸借を追加計上しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中沢荘也君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第14 議案第65号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計  
補正予算（第1号）**

○議長（中沢荘也君） 日程第14、議案第65号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第65号です。平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ132万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,702万2,000円としたいものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う職員人件費の補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中沢莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第66号 平成30年度川根本町訪問者事業特別会  
計補正予算（第1号）

○議長（中沢莊也君） 日程第15、議案第66号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第66号です。平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,600万5,000円としたいものがあります。

今回の補正は、人事異動に伴う職員人件費の補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中沢莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第67号 平成30年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中沢莊也君） 日程第16、議案第67号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案67号です。平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要につきまして、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,740万6,000円としたいものがあります。

今回の補正は、人事異動に伴う職員人件費の補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中沢莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

◎散 会

○議長（中沢莊也君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は12月12日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時27分



## 平成30年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成30年12月12日(水)午前9時開議

- 日程第 1 議案第55号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 2 議案第56号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正  
する条例について
- 日程第 3 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 4 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)
- 日程第 5 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町福祉センター)
- 日程第 6 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町障害福祉サービスセンター)
- 日程第 7 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町自然休養村管理運営施設)
- 日程第 8 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)
- 日程第 9 議案第63号 平成30年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第64号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第65号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第66号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第67号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 追加日程第 1 議案第68号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 追加日程第 2 議案第69号 川根本町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 追加日程第 3 議案第70号 平成30年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 追加日程第 4 議案第71号 平成30年度川根本町町介護保険事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 追加日程第 5 議案第72号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)

追加日程第 6 議案第 73号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)

追加日程第 7 議案第 74号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算  
(第2号)

追加日程第 8 議案第 75号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正  
予算(第3号)

追加日程第 9 発議第 2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広充 君
5番	坂本 政司 君	6番	野口 直次 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑孝 君
9番	山本 信之 君	10番	中田 隆幸 君
11番	藺田 靖邦 君	12番	中澤 莊也 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶士 君	総 務 課 長	野崎 郁徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	北原 徳博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重徳 君
農 林 課 長	後藤 泰久 君	建 設 課 長	大村 浩美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	森下 育昭 君
社会教育課長	平松 敏浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は12月4日の日と同様ですので、御了承願います。

---

◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。  
12月4日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議  
会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただき  
ました。誠にありがとうございました。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 議案第55号 川根本町高齢者デイサービスセンター条例  
の一部を改正する条例について

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、議案第55号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の  
一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第56号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第56号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第3 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について（川  
根本町高齢者デイサービスセンター）

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第4 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について（川  
根本町生きがい対応型デイサービスセンタ  
ー）

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)

○議長(中澤莊也君) 日程第5、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町福祉センター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害者福祉サービスセンター）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害者福祉サービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害者福祉サービスセンター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）



○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）

○議長（中澤莊也君） 日程第8、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第63号 平成30年度川根本町一般会計補正予算  
(第4号)

○議長(中澤莊也君) 日程第9、議案第63号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第63号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第64号 平成30年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算(第2号)

○議長(中澤莊也君) 日程第10、議案第64号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第64号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第65号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計  
補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第11、議案第65号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第66号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別  
会計補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第12、議案第66号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第67号 平成30年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(中澤莊也君) 日程第13、議案第67号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特

別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員と行政側では副町長、総務課長の出席をお願いします。町長、教育長、その他の議員は大会議室のほうへ移動をお願いします。

再開は、全員協議会終了後にいたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前10時00分

○議長（中澤莊也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

### ◎発言の訂正

○議長（中澤莊也君） 最初に会議に入る前に、私の発言について訂正をさせていただきます。

休憩前の本会議において、日程第6、議案第60号の議題の名称でございますが、公の施設

の指定管理者の指定について（川根本町障害者福祉サービスセンター）と申しましたが、川根本町障害福祉サービスセンターの誤りでありましたので、訂正をさせていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

---

◇

◎日程の追加

○議長（中澤莊也君） お諮りします。

ただいま、町長から議案8件と議員から発議1件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1から第9として議題としたいと思います。

これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1から第9として議題とすることに決定しました。

---

◇

◎追加日程第1 議案第68号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 追加日程第1、議案第68号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第68号です。川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、去る8月10日に本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から、若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給の支給月数を0.05月分引き上げるといった内容の勧告を行ったところであります。

町といたしましては、公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎追加日程第2 議案第69号 川根本町特別職の職員で常勤のもの  
給料等に関する条例の一部を改正する  
条例について**

○議長（中澤莊也君） 追加日程第2、議案第69号、川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第69号です。川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、平成30年8月の人事院勧告により国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に特別職の期末手当の支給率を年間0.05月引き上げ、年間4.45月分となる改正をするものであります。

以上、よろしくご審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

◇

◎追加日程第3 議案第70号 平成30年度川根本町一般会計補正予算（第5号）

◎追加日程第4 議案第71号 平成30年度川根本町町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◎追加日程第5 議案第72号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎追加日程第6 議案第73号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）

◎追加日程第7 議案第74号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

◎追加日程第8 議案第75号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中澤莊也君） 追加日程第3、議案第70号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第5号）から、追加日程第8、議案第75号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第3、議案第70号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第5号)から、追加日程第8、議案第75号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは追加上程いたしました議案第70号から第75号の一般会計及び5つの特別会計における補正予算は、主な補正理由が全て同じであることから、一括で概要説明をさせていただきます。

議案第70号、一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,401万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ64億5,377万5,000円とするものであります。

今回の補正は、地域振興基金の一部で債券運用していた分の売却益を基金に積み戻すための補正と、職員人件費の補正をお願いするものであります。職員人件費の補正は、人事院勧告に基づくものと、これまでの精査に基づくものが含まれております。

以降、5つの特別会計補正予算は、全て人事院勧告に基づく職員人件費の補正であります。

議案第71号、川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億3,096万2,000円とするものであります。

議案第72号、川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)です。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億2,535万7,000円とするものであります。

議案第73号、川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,707万9,000円とするものであります。

議案第74号、川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,606万7,000円とするものであります。

議案第75号は、川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ31万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,771万6,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 以上で、提案理由の説明を終わります。



---

◇

**◎追加日程第9 発議第2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 追加日程第9、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。これから発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎散 会**

○議長（中澤莊也君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月20日午前9時に本会議を開会し、一般質問及び議案第54号の第2常任委員会委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決及び議案第68号から議案第75号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。  
御苦労さまでした。

散会 午前10時12分

## 平成30年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第3号)

平成30年12月20日(木) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第54号 川根本町伝統文化伝承館条例の制定について
- 日程第 3 議案第68号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第69号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第70号 平成30年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 6 議案第71号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第72号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第73号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第74号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第75号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	坂本 政 司 君	6番	野口 直 次 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	藺田 靖 邦 君	12番	中澤 莊 也 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	北原 徳 博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	後藤 泰 久 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕 文 君	教育総務課長	森 下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪 下 和 英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩 之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は12月12日と同様ですので、御了承を願います。

---

◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月12日の本会議散会后、全員協議会を開催し、追加上程議案の詳細説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議をいただき、午後からは第二常任委員会を開催し、議案第54号、川根本町伝統文化伝承館条例の制定についてを御審議いただきました。

また、第二常任委員会終了後には、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には議会だより速報版の作成等を行っていただきました。ありがとうございました。

次に、監査委員から、例月出納検査、財政援助団体監査及び平成30年度定期監査の結果について報告がありました。内容については、お手元に配付のとおりです。

なお、本日の会議には、中川根中学校の3年生が、地方公共団体の政治の仕組みや働きについて学ぶために、本会議の傍聴に見えられる予定となっておりますので、御了承を願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 一般質問

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、石山貴美夫君、山本信之君、藪田靖邦君、野口直次君

であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

3番、石山貴美夫君、発言を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 3番、石山貴美夫です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、鈴木町長をはじめ、川根本町の職員の皆様方には、町民のためにそれぞれの分野で頑張っていておられますことに心より感謝申し上げたいと思います。

私は、前日も申し上げましたように、この町を安心して年を重ねていける優しい町という切り口で考え、質問をさせていただきたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

本年度、町は町民の願いでありました訪問看護事業をスタートしていただきました。看護している町民の方々から、介護している患者さんの状態が変化して、救急車を呼ぶべきか、様子を見るべきか判断に困ったとき、また、訪問看護ステーションに連絡をしてアドバイスをいただいたとか、また、看護師さんがすぐ駆けつけてくれて対応いただいたなど、訪問看護ステーションのおかげで安心ができた、助けられたといった声を聞くことができ、町民の安心感を高める事業として実現いただいたことに本当にありがたいと感謝申し上げます。

私たちの町は高齢化が県下一、二と、急速に進んでおります。救急車も毎日平均1.2回は必ず出動いただいている状況で、町内在住の家族はもちろん、町外に離れて暮らしている御家族にとっても本年度からは安心感が一段アップしたと思います。

そこで、4月にスタートしてからの訪問看護ステーションの状況につきまして、どのような状況で推移しているのかお伺いをいたします。

また、3月の一般質問でお伺いした時点では、専門の理学療法士が町内にはなく、また、周辺からの訪問も現状ではなかなか難しいということでしたが、訪問リハビリテーションにつきまして、その後どのような状況になっているのかお伺いをいたします。

また、その折、理学療法士や介護士を町がつくっていくと同時に、そうした資格者を呼び寄せ、移住定住あるいはUターンしていただく方法として、理学療法士の仕事をして、都会で暮らす社会人や、また大学や専門学校の学生に積極的に声をかけていただき、川根本町に移住して、その資格を活用しませんかという働きかけをお願いしたらどうかと申し上げました。実際にSLが好きで、川根本町内に移住された方がおられます。環境、衣食住、子育てなどで来たくなくなってしまうような条件を提供していく、そうしたアプローチを町内の事業者とも連携しながら、ぜひ考えていただきたいと申し上げましたが、その後いかがでございましょうか、お伺いをいたします。

次に、2番目の質問として、町民の高齢化率は本年11月統計によりますと、48.1%と、もう半分近くが65歳以上であります。70歳以上は2,666人ということで、先日、駐在所でもお話を伺いましたが、今、全国的に高齢者の重大な交通事故が増加しており、大きな社会問題となっています。静岡県警でも、高齢者の自動車運転免許証返納につきまして、様々な呼びかけをしていただいているところでもあります。お伺いしますと、川根本町町内の交通事故の4割は単独事故ということで、高齢者のかかわるところが多いのは、人口の比率からいっても当然のことです。町として高齢者の免許証の返納について、どのような呼びかけをしているのでしょうか。また、その効果はいかがでしょうか。

なぜ、かなりの高齢な方がバイクや自動車の運転をやめないのか。それは生活の実態からということが一番の理由だと考えます。また、人間は好きなときに好きなところに行きたいという欲求は本能であります。本能を変えるというのは非常に大変なことであります。ましてや、おかげさまで私たちの町は、お達者度も高い高齢者の多い町ですから、簡単に運転はやめないというのがうなずけるところでもあります。

私はこのことを逆に利用して、この町は元気なお年寄りの多い町という宣言をして、元気なお年寄りも運転しています。みんなで優しいお手本になる思いやりの運転をしましょうといったアピールをしたらいいと考えます。事実を言うだけのことですが、こういう宣言をしますと、認めていただいたようで、ちょっと安心した気持ちになります。運転者自身に余裕と自覚を促すことができますし、より冷静に安全運転に気をつける気持ちになります。そして、よそからこの町に来た方も、この町は高齢者の運転者が多いのかと気がつき、より安全に気をつけてくれると思いますが、いかがでしょうか。

新聞によりますと、静岡県は全国で75歳以上の免許証の返納率は第1位だそうです。認知症の診断をかかりつけの医師が、免許証返納についてアドバイスをしてくれるということが一つの理由、また、県の医師会では、返納者は一般に公共交通機関が発達している地域に多いけれども、静岡県の場合は、二、三世代の同居の家族や御近所、親類の支え合いによる結果で返納が多いのではないかと述べておられます。

このような分析の中、私たちの町の状況を考えますと、高齢者のひとり暮らしは平成29年で584世帯、夫婦のみの高齢者の世帯が444世帯、町内の総世帯2,901世帯のうちの1,087世帯が子供と暮らしております。残りの1,814世帯は高齢者の世帯ということになり、何と63%の世帯ということになります。もう我が町ではこの御近所の方にもお願いをするという状況ではないということが言えます。私たちの町は高齢者が自分で運転する人も多いということを承知した上で、一方、しっかりと公共交通機関を充実していかざるを得ないということになります。

では、町内の移動の目的から考えてみたいと思います。

大きく分けて通院、買い物、金融機関、郵便や宅配、役所、親戚とか知人への訪問、こういった六つが移動の目的だと考えます。これら一つ一つについてどんな移動手段が最も活用

できるか、欲求が満たされるのかを考えるべきであります。そういう目で見ますと、今の公共交通機関を見ますとどうでしょうか。実は、川根本町は今までの関係者の皆様のおかげで、現状は非常に充実した公共交通をつくり上げている町ではないかと思えます。担当のくらし環境課でも、今の環境現状の中で運行ダイヤを細かく工夫され、様々な状況を考慮して、工夫に工夫を重ねてくださっていることはありがたく思っております。努力に感謝申し上げたいと思えます。路線バス対策委員会も活発な御意見をいただいて、御努力をいただいております。

現状の公共交通には、コミュニティバス、デマンドタクシー、外出支援があります。コミュニティバスは平成9年、中川根町で始まったものです。当時、大井川鐵道の路線バスが廃止され、まだ乗客が多かったために、駅までの足や通勤通学の足にも大きく影響が出ていました。こうした中、町民待望の町営バスが開通されたのです。当時、かなり先進的取り組みであったということで、開通までには様々な御苦勞があったかとも関係者や先輩議員よりお伺いをいたしました。

当時の中川根の人口は平成8年で6,759人、65歳以上は29%でありました。コミュニティバスが開通した平成9年は、中川根は6,650人、合併します本川根は3,741人、合わせて1万391人の町民がおりました。そして、平成17年に川根本町に合併し、8,988人と約9,000人の町民となりました。

今はどうでしょう。30年11月現在で6,908人です。我が町は、13年間で2,080人減少しました。試算によりますと、あと12年後、2030年には4,850人になるということです。そして、そのうち65歳以上は何と予想では半数を超える55%の2,659人と予想されました。

何を言いたいかと申しますと、町は路線バス、コミュニティバスを始めた当初とは町民の人口、年齢構成が大きく変化していますということです。このことを考えますと、今の町民の交通手段、移動手段というものが本当に現状でこれからも適正であるのかということを考えざるを得ません。

人口が減少する中、町の厳しい財政面も考慮しまして、当然コストや経費の問題を考えなくてはなりません。かわせみクラスのバスは新車で2,000万円ほど、やませみクラスでも800万円くらいとお聞きしました。これに年間の運営の経費は、平成29年で全体の公共交通機関が3,675万1,000円です。1日大体10万687円かけております。すべての町営交通のお客さんは1万6,741人ですから、1日に45.8人運んでおります。お客さん1人に2,072円をかけてお運びしているということです。町の利用者の統計を見ますと、せせらぎ号は、平成25年には1万3,116人、平成29年には7,230人と45%減っております。やませみ号も、多かった平成28年には5,928人で、翌29年には3,030人と、やはり半減しております。おでかけ号は全体で平成25年に2万3,136人であったものが、平成29年には1万6,741人と、やはり3割減少しております。私たちの町の公共交通の現状は利用者が激減しており、かつ、1人を運ぶ経費は増加しているということになります。



このように運行経費予算は若干の微増で抑えられておりますけれども、利用者がかなり激減していますので、実質経費は非常に増加傾向にあるということが実態であります。こうした様々な状況を考慮し、現状の町民の移動手段についてこのままでいいのか。二、三年後の車両の交換時期もありますので、目安にタイミングもありますから、現状の問題と今後の方向について、どのようにお考えかお伺いをいたします。

続きまして、関連で寸又峡路線バスについてであります。

大鉄アドバンス社が、来年3月末で千頭、寸又峡の路線バスを廃止するということから、非常に難しい対応をしていただいておりますところですが、今、まずもって来年は、町が民間事業者に委託するというので、緊急的に現状を維持していただくことになりました。しかし、それ以降のことについては方向をしっかりと決めていかななくてはなりません。

私は現在、コミュニティバスの延長で対応していますけれども、これは一旦冷静に、目的別に考え直すことが必要だと考えます。平成29年1年間で寸又峡路線バスの利用者は5万6,280人です。このうち町民は学生も含め、727人の1.29%であります。しかも観光客は季節により変動します。これを一緒に考えていくことは無理があります。地域住民の移動手段と考えると、コミュニティバスあるいはデマンドタクシー、さらにより便利な小回りのきく移動手段の導入が考えられます。地域の児童生徒の通学のことは人数が少なく、把握は容易でありますので、個別に対応が考えられます。

一番ボリュームのあるのが観光客の送迎であります。役場の担当ですと、くらし環境課、教育委員会、観光商工課と、それぞれの担当になります。くらし環境課の担当する町民の移動手段から考えるには、年間5万を超える観光客のことは、やはり別次元の話だと思います。年間700人ほどの寸又峡周辺地区住民の足は、他地区の遠隔町民と同様に、公平に移動できる手段が必要です。年間5万以上の御利用をいただく観光客は、お楽しみでおいでいただいているわけで、楽しんでいただくための様々な工夫や仕掛けが大切です。おのずと町民の足とは違います。また、通学、学校の時間や通学は安全が最優先であります。観光商工課、観光協会、そして寸又峡観光組合など、観光の専門家の方々にみんなで地元受け入れ施設にとって最もよい発展性のある対策は、何かの戦略を模索するチャンスだとも言えます。せっかくの機会ですから、まずこの交通手段について、誰が、どういう目的で使用するのかという観点で再構築を考えるべきと考えます。

また、そうした上で重ね合う部分は3者で調整し、補完し合うことがあれば補完していくということであります。そのほうが、よりニーズに合った交通手段がつけられると考えます。時間帯により利用者の目的が違えば、使用する車両も違ってきます。観光客の対応につきましても、さらに明確に集客のできるより楽しい話題性のある攻めの積極的な送迎手段を考えていくことがいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、3番目の質問であります。

青部地区に現在建設しております伝統文化伝承館に関係しましてお伺いします。

伝承館につきましては、来年4月に落成するという予定で、条例の制定もされる運びであります。伝統文化の伝承という我が町にとりまして望まれたテーマの施設であると考えます。町内の伝承されるべき伝統文化はどのようなものを想定されているのか。また、伝統文化の現状と将来について、あるべき状況はどうか。そして、伝承館の活用で、それがどのような効果があると予想されているのかお伺いをいたします。

こうした伝統文化は、ただ伝承されるだけでなく、伝承したわざを発表してこそ一層の充実があります。できるだけ町民にも伝統文化伝承館と、そこで活躍される方々を目にするチャンスが多いほうが、なるほど頑張っていると理解もされ、認知もされると思います。また、実際にそれに携わる伝承者は発表の場があつてこそ、その内容も切磋琢磨され、やりがいも大いに高まるものと思います。

設計図によると、興行的な部分も予定されてのことと考えますが、そのあたりはどのような計画をお持ちでしょう。町民は、あるいは観光客の対応、または一般の観客も意識して設計されているようにも見えますので、活用についてのお考えをお伺いします。

次に、4番目の質問に移ります。

町として大変力を注いでいただいております県立川根高校の存続維持のため、川根高校魅力化支援についてであります。

先ごろ中川根中学校弓道部は、6月県中学生弓道大会において男子団体優勝、女子個人優勝をされ、また、8月には全国中学生弓道大会ジュニアオリンピック大会に出場を果たされました。

また、10月には静岡県中学生新人弓道大会で男子団体優勝、男子個人優勝を果たされ、さらにこの12月23日に東海地区中学生弓道選手権大会に出場資格を獲得されるという驚くほど大変な活躍をされております。町民の一人としてうれしく誇りに思います。もっともっと町民みんなでたたえ、自慢し、私たちの町の中学生はすごいぞと盛り上げていいのではないかと思います。

思えば我が町の先人には、京都三十三間堂の通し矢でその名を歴史に残す弓道の名人藤田孫一氏のことを思い出します。町内で弓道家は多く、町の伝統武道スポーツとして長い歴史があります。成績もさることながら、その武道精神や健康づくりに係る功績は、はかり知れません。

川根高校におきましても、過去には弓道部は全国のインターハイなどにも出場者も多く輩出している伝統ある部活動でありました。現在は廃部となっており、町内の弓道を志す若者が進学することがかなわない状況でありますことは誠に残念であります。町長は、川根高校の魅力化を強め、川高への進学を増やすことは町の重要な活性化の柱であるとされ、様々な川高支援を講じておられます。生徒数の少ない高校では、少人数での個人競技の分野は非常に魅力があります。いろいろな意味で重要なポイントにもなります。一つにはカヌーがありますが、非常によい機会、絶好のタイミングでありますので、もう一つの柱として弓道部を

再興し、全国大会を狙える部活動として復活され、中中生の川高への進学の道を支援いただくことができないか伺いたいと思います。

平成29年の川高振興のためのアンケートでは、川高を選択しなかった理由の一つに、部活動の選択肢がないことが挙げられております。既にこの結果をもとに魅力化の課題として部活動の多様化、強化が指摘されておりますことをつけ加えさせていただきます。しかしながら、こうした思いはありますけれども、もちろん川根高校のことでもあります。また、部活動は個々の自由な選択にかかわることでもありますので、町としての立場もありますので、町内、現在34人と言われる弓道家の方々の思いや中学生の頑張りに打たれまして、地元で頑張っしてほしいという気持ちからお伺いをいたしました。

以上、大きな質問四つをさせていただきまして、演壇からの質問を終了し、質問席に移らせていただきます。

○議長（中澤莊也君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、石山議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

この後、中中の皆さんがお見えになるということでございますので、きょうはなるべく担当課長にも多く出番をつくっていききたいなというような思いがございます。もちろん私が逃げるわけではございません。全てに責任を持ってお答えさせていただきますけれども、そのような形になるかもしれませんので、その点は御留意をお願いしたいなというふうに思っております。

その中で、今、石山議員から質問が四つございました。その中で、私、以前から私自身の行政のあり方というのにつきましては、大井川鐵道が大切である、それから川根高校の存続が大事である、医療、福祉が大事であるということは3本の柱で、この三つのうちどれがなくなっても厳しいなということを感じているということで、積極的に対応をさせていただいているというのが現況で、これにつきましては議員の皆さんにも大変なお骨折りをいただき、また御後援をいただいているということに対しましては、心よりお礼を申し上げます。しかし、特効薬があるわけではございませんので、これをやれば全てが解決というわけではございませんけれども、それらを複合的に対応することが大事であろうというふうに思っております。

そのような中で、最初の質問の訪問看護ステーションの状況についてという御質問がございました。

訪問看護は、病気や障害があっても、住みなれた御自宅で自由に生活したい、そうした思いを看護の側面から支援するサービスであります。昨年の12月議会で議決をいただきまして、この4月から直営の川根本町訪問看護ステーションとしてスタートしております。それは御存じのとおりです。

その中で、現状につきましては、担当課長のほうから詳細報告をさせていただきますけれ

ども、今現在おおむね順調に推移をしているというふうを考えております。今後も利用者の増加が見込まれる中、町民の健康と福祉の充実に取り組んでまいりたいというふうを考えているところであります。

それから、高齢者に対する住民移動手段の関係、これにつきましては、担当課長のほうから詳細も詰めて方向性がまとまったものですから、説明をさせていただきます。

御指摘のとおり、高齢化率が48%を超えているというような中で、先ほど詳細説明がありましたけれども、当町にとりましても移動手段の確保、非常に重要でございます。しかしながら、大変多くの経費がかかるということも実情でありますけれども、一番難しいのは、今まであったものがなくなるということが非常に厳しい判断をしなければいけないという立場に追い込まれるということは常でございます。それらを勘案しまして、何とか平均的に対応ができるというようなことも考えていかなければいけないのかなというふうに考えてます。町として町営バスやデマンド型のタクシー、外出支援サービス等を実施をしておりますけれども、各事業につきましては、担当課長のほうから詳しく説明をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、今後は公共交通会議での議論を踏まえながら関係機関と協議をしてまいりたいと。町単独で全てができると思っております。何とかそのような皆さんにも御後援をいただきながら対応していくことが重要であるというふうに考えております。

それから、伝承館についての御質問がございました。

これは大変石山議員にもいろいろお話を申し上げまして、近隣にできるということでお世話になっておりますけれども、この件につきましては、施設の具体的な取り組みといたしましては、赤石太鼓を中心といたしました神楽並びに伝統文化を守っている皆さん等々にお話をしながら、やはりこれまで培われた伝統文化を守っていただくという練習場並びに発表の場ということで利活用をしていきたいなというふうに思っております。

この件につきましては、生涯学習のほうからもいろいろ説明をさせていただきましたけれども、条例も制定をしたということなものですから、それに現在合うような形で対応していくということが大切であるというふうに考えております。社会教育施設の位置づけの中では、教育委員会主催の事業での活用、さらに町内の小中学校における伝統文化の体験や、県立川根高校にあります郷土芸能部等との連携や町外の伝統文化団体との交流等を通じて伝統文化継承の場として整備、活用などを検討をしてきたいというふうに思っております。

施設を生かす周辺整備につきましては、今後関係機関と調整しながら、有効活用できるよう検討してまいりたいというふうに思っております。これは文化協会等もいろんなことを対応していただいております。それらの皆さんの活躍の場にもなればよいということも考えているところでございます。

それから、最後に川根高校の部活動についてお話ありました。

今、議員からもお話ありましたとおり、大変すばらしい成果を弓道部が上げられたという

ことで、これは大変中川根中学校の誇りであると思えますし、また、川根本町の誇りであるというふうに思っております。その全国大会に出た子供さんたちが報告に参りました、町長室へ。その折にいろいろ話ししましたら、本来、川根高校に弓道部があれば川根高校へ進学したいというお話が突如出てきたものですから、それならば川高へ行って、部活は新しくできるかどうか、また、いろんな団体として認めていただけるか、その辺を校長先生とお話ししまして、川高の野球のグラウンドの横にあります施設も見てまいりました。今現在はその施設は荷物置き場といいたいまいしょうか、いろいろな荷物を置いて野球の練習しているという状況でした。

それから、この隣と対岸にあります施設も見せていただきました。そうしましたら、やりようによっては使えるんだなということを私自身は少しの修理でできるのではないかということが川根高校の進学につながるならば、当然町としても県立川根高校の分野につきましては、ちょっと調整しなければいけない面がありますけれども、こちらを使わせていただく分には、多少の皆さんとの相談で対応できるのではないかなということを感じました。まだその関係する皆さんとは話はしてありませんけれども、議員の皆さんと一緒にあって、そのような方向性が導かれるならば、その方向で導くこともいいのではないかなというふうに感じているところであります。

いずれにしても、カヌーと弓道が伝統的にこの町の文化であるというような位置づけにすれば、もっともっと多くの皆さんが川根高校を目指して来ていただけるのではないかという思いもありますし、やはり今現在できることからやるべきだということを痛切に感じたものですから、議会の皆さん、また町の中の指導者の皆さん、その皆さんとも十分相談しながら対応することが非常に大事で、それは必ず将来につながるという思いで対応をしていきたいなというふうに思っております。

そのほかにいろいろございましたけれども、関連する詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

すみません、今聞こえたかと思えますけれども、条例は上程はしましたけれども、可決されてないものですから、これから御協力をお願いします。すみませんでした。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、高齢者福祉課のほうで関連するものについて私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、訪問看護ステーションの状況についてお答えをさせていただきます。

4月から始まりまして、11月までですので、1年分ではございませんが、11月末現在、延べ回数が765回で、介護保険のほうの御利用が607回、医療保険のほうは158回というふうになっております。実利用者は現在21名ということで伺っております。介護保険と医療保険の割合でございますけれども、介護保険のほうは約8で、医療保険のほうは2という形で推移をしてございます。

また、最近ではみとりの対応も増えてきております。これから年末年始のお休みを迎えますけれども、不測の事態も踏まえて、関係機関と連絡を密にして対応をしております。

今後も、医療機関との連携や、それから専門職の確保に努め、町民の皆様が安心して生活できるようにサービスの向上に努めてまいります。

引き続きで申し訳ありません。高齢者の移動手段について、高齢者関係のことについてお答えをさせていただきます。

当課が所管する外出支援サービスの状況についてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、高齢者等の移動困難者に対し外出支援サービスを提供することにより、移動手段を確保し地域の交通利便を図り、これらの者の在宅での自立した生活を支援し、住みなれた土地で安心して暮らしていただける生活環境整備を行うことを目的に実施をしております。

現在、北部を大鉄アドバンス、南部をシルバー人材センターに委託をしており、主な利用の内容といたしましては、町内外施設への入退所、それから病院の受診、入退院、また町内の公共機関や金融機関への手続等となっております。

町内と町外の利用の割合でございますが、おおむね町外が90%、町内が10%となっております。町外が多い理由としましては、やはり町外の病院、総合病院とか、それから町内にない眼科とか整形とか人工透析とか、そういったものへの受診が増えてございます。

今後も移動困難者の増加が見込まれる中、皆様の大切な足として、サービスの充実に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中澤 莊也君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　それでは、公共交通の関係についてお答えさせていただきます。

現在、町内におきまして自主運行バス、町営バスとデマンドタクシー、おでかけ号を運行し、町民の移動手段確保に努めているところでございます。町営バスにつきましては、本年4月1日より旧町間を結ぶ延伸ルートとしまして、千頭駅久野脇間、こちらをやませみ、それからせせらぎ号のバス2台によりまして運行している状況でございます。また、デマンドタクシーにつきましては、北部地区、南部地区に分けて、それぞれ各1台ずつの車両によって運行している状況でございます。

なお、現在今年度におきまして町営バスの利用状況につきましては、11月末現在でございますが、せせらぎ号につきましては4,892人の利用で、昨年に比べまして607人の減となっております。また、やませみ号につきましては2,398人の利用で、前年に比べまして308人の増という形になっております。ですので、町営バスとしましては、今現在7,007人の御利用で、前年に対しまして299人の減という状況でございます。

おでかけ号につきましては、同じく11月末現在、北部地区につきましては2,696人で、前

年対比228人の増となっております。南部地区につきましては1,507人の利用で、前年対比74人の減となっております。おでかけ号合計につきましては4,203人の御利用で、前年対比154人の増となっているような状況でございます。

また、運賃面等につきましては、町営バス、デマンドタクシーの運賃につきまして、75歳以上の方につきましては、利用時に提示していただくことで運賃が半額になる制度という形で、高齢者割引パスを発行し、日常生活への利用促進を図っている状況でございます。

なお、昨年の6月から運転免許証を自主返納された方に対するの制度に対しまして、川根本町は事業所という形で登録をさせていただきまして、65歳以上の運転免許証返納者に対しまして、町営バスの乗車回数券を交付してございます。今現在12月14日現在での実績になりますけれども、45人の方の申請がありまして、その方に回数券のほうを交付している状況でございます。運転免許証を自主返納した方が町営バスを利用した際の回数券としての利用状況につきましては、昨年29年度では466件の利用がございました。また、今年につきましても538件の利用の実績がございました。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、移住対策についてお答えをさせていただきます。

30年3月の議会においても若干説明をさせていただきました。その折にも本年度から新たに空き家バンク登録物件への清掃等の助成を開始をしております。空き家バンクの登録の促進を図っております。

また、お試し住宅の実施や相談業務を現在、エコティかわね、NPO法人かわね来風へ委託をしまして、町とともに移住希望者への対応をしておるところでございます。移住希望者の多くは、やはり一遍に買うでなくて、賃貸を希望されておりますけれども、やはり空き家バンクに登録されている方は、ほとんどが売りたいということですが、本年度2件ほど賃貸の登録がありまして、それは2件ほど契約済みでございます。そのため、相談業務にかかわっているエコティ、かわね来風については、登録されていない物件の御案内、橋渡しという面でも御協力をしていただいております。

本町への移住相談の総合窓口としては、企画で受けまして、その折、就業とか役務を希望している方については、観光商工課とか関係機関、町内の企業の方に御案内をさせていただいているところでございます。ただし、3月も申し上げました、ある一定の資格者、理学療法士とかというふうの特化した移住の相談はやってないんですけれども、ただ、御相談があれば、できるだけ多くの方に住んでいただきたいということで、町営住宅も含めた空き家のほうを御紹介しているところでございます。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。

3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 大変ありがとうございました。訪問看護ステーションの事業は、今

後ますます機能の充実、人材スタッフの充実が必要になってくるということでもあります。今はスタッフはぎりぎりの2.5人ですけれども、人材を確保いただき、町内在住の看護師も増やし、余裕を持った体制で活動いただければ、さらに内容が充実し、これから先、安心できる状況となることが町民の期待するところであると思います。新年度予算も念頭に、そのあたりの見通しはいかがでございましょうか。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 御質問いただきました内容につきまして、もちろんこれからいわゆる2025年に向けまして、利用される方は増えてくる見込みがございしますが、現状で申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、利用されている方が月21名ということでございしますので、しばらくはこの状態で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

理学療法士につきましては、今町外から訪問していただき、活動いただいているようなお話もちらっと聞きましたけれども、そちらとの連携といったことはどんな状況でしょうか。直接は民間ですので、かかわらないとは思いますが、状況等について把握いただいているかどうか、また、病院や訪問看護師との連携も必要だと思っておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、訪問リハビリについての御質問でございます。

御承知のとおり、訪問リハビリテーションとは、高齢者の心身機能の維持回復や日常生活の充実を目指し、主治医の指示により理学療法士—PTと言いますけれども—や作業療法士、OTと言います。それから言語聴覚士—STと言いますけれども—等の専門職が自宅を訪問し、リハビリテーションを提供する事業でございます。

議員おっしゃるとおり、今まで町内には訪問リハビリテーションを実施している事業所はございませんでしたけれども、今年度から、焼津市にあります訪問リハビリテーションの事業所が当町まで来てくれるようになりました。実績といたしましては、昨年度、当然のごとくゼロでございましたけれども、今年度に入りまして、4月から徐々に実績が増えまして、現在は月15人程度の御利用というふうになっております。

保険者といたしましては、給付費の伸びというのも正直気になるところではございますけれども、リハビリをすることによって町民の皆様が元気な生活を取り戻してくださるなら、当然いいと思っておりますし、結果的にそれが介護の重度化を防ぎ、給付費の抑制につながるのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 大変ありがとうございます。



訪問看護に関連しまして、もう1件、10月の台風24号のときの長時間の停電がありました。生活に電源の必要な介護者が大変心配されました。困られた方がいたのではと思います。町内にどのくらいそういった方がおられるのか把握はされていますでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、長期停電のときの介護者の状況という御質問をいただきました。

台風24号による停電につきましては、予想以上に高齢者の生活に影響を与えました。電気による医療や介護の機器をお使いになっている方々には特に不安な日々を送られたというふうに伺っております。当然、地域包括支援センターでも把握できている方に対しては、訪問等により状況を確認、あとはその機器の業者等との調整を行いました。

今回のことを受けまして、地域包括支援センターとして各介護事業所等に確認をして調査をしたところ、申し訳ありません、全てではございませんけれども、結果として94名の方が電気機器をお使いになっておられ、そのうち医療機器につきましては15名の方が御利用になっておられました。医療機関といいますが、町内のお医者さんだけに限りませんので、全てが全てちょっと把握できてないのも申し訳ないんですけれども、今後はこうした調査結果をもとに、優先順位や、それから、場合によって代替手段等も考えられるようですので、そういったものを含めて関係機関と協議をしまいたいというふうに思います。

いずれにしましても、こういった有事の際に役場が全てを把握できて対応できるわけではございませんので、やはりこういう機材を導入をされる場合には、停電時の対応について、その機器の業者とか、それから電気事業者等と事前の打ち合わせをしていただくことがやっぱり大切なことというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひこれからもそういった方のためにより多くお願いいたします。

それから、私たち議員は、この間、南伊豆町の福祉関連の視察研修をさせていただきました。その折、南伊豆町では介護福祉関連職員の募集のために、サーフィンやダイビング、釣りといったレジャーやスポーツとの関連で人生を豊かにするような余暇を有効に使える町であるということをアピールして、かなりの興味をそそられているそうです。そういったことで、私たちの町でも、山や川、アウトドアスポーツ、古民家など、今若者が人生を豊かにエンジョイできるようなメニューも提案していくといったやわらかな発想で、そういった専門職の方を募集してみてもどうかと思いますが、そういった南伊豆のやり方についてどのようにお考えでしょう。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから人事も含めてということで回答をさせて

いただきます。

専門職に限ったことではありませんけれども、一般職も含めて常々申し上げておりますとおり、町の募集に対しては、町の出身者の方ばかりではなく、近年であれば特に大卒であれば他市町の御出身、他市町で暮らし、大きくなった方からの応募が大変多うございます。今言われたような形の取り組みを、全国的には様々な市町が取り組んでおられます。うちの町においても職員の研修も兼ねて、それらに向けてのPRの冊子というかパンフレットであるとか、短時間のショートムービーをつくろうという形で今取り組んでおります。いろんな形で町のよさ、うちの町に来ていただいて、町を愛していただいて、この町をよくするために働いてみたいといった形の人材を募集するためには、広く募集を広げていく必要があるのかなというふうに考えます。いわばその人材についても、他市町との競争が激しくなってきた状況ですので、いろんなことをして優秀な人材を確保してまいりたいと考えます。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひよろしく願いいたします。

先ほどのバスの関連にしまして、おでかけ号、デマンドタクシーのほうは非常にいろいろと規制がありまして、利用しにくいと、わかりにくいという意見が非常に町民の方から言われております。もう少しデマンドにはいろいろなメニュー、運行方法があるようですが、この地域に合った方法というものは、もっと工夫されるところがあるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） デマンドタクシーの運行につきましては、今現在、北部地区、南部地区、それぞれ1台ずつの運行で実施しているところでございます。基本的に利用する際につきましては、大鉄アドバンスのほうに利用のお電話をしていただいて使用するという形になります。利用に際しましては、例えば自宅から公共交通機関への輸送に対して使用できるという、一応そういう制限の中で動いている状況でございます。

今現在、南部地区、北部地区につきましては運行形態が多少異なっている状況でございます。今、南部地区につきましては、この役場周辺を一つの基地にしまして、徳山のほうに向かう北部地区、それから地名のほうに向かいます南部地区、それから原山のほうに行きます西地区、あと東地区というような一応四つのパターンのエリア計画を持って、そのエリアの中での運行という形で対応している状況でございます。

逆に今現在、北部地区につきましては、千頭駅を中心に一部点状的な運行という形で、エリア的な運行がされてないという状況がございます。そういう中で来年度以降、その辺につきましても同様な運行ができるような施策をしていきたいという形で、北部地区につきましても千頭駅中心を踏まえまして、それぞれ北部、南部、東部というようなエリアに分けまして、なおかつ南部のほうにつきましては、一応徳山地区までが乗り入れできるようなことを考えますと、今度は南部と北部がそこで結びつくという形になりますので、そういうような

運行形態を考えているところでございます。

また、利用につきましては、やはりどうしても1台の車ですのものでございますので、利用者が重なる場合、思うような運行ができないというような状況でございます。これは先ほど石山議員も言われましたように、やはり台数の確保となるとそれなりに経費もかさんでいくという中で、今後どのような利用形態ができるのか、またその辺も踏まえまして検討していきたいと考えておりますので、またあわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。いろいろとそういったところの工夫をお願ひしたいと思ひます。

今ある車は結構大型ですので、もう少し小型の台数を増やしていくというような方向もいいのではないかと考えます。シルバーの方や町内のドライバーをボランティアタクシーとして、丹後町では自家用車と客を結ぶサービスがあるそうです。公共交通空白地域保証運送とか言うそうですけれども、また、徳島県の上勝町では、有償ボランティア輸送事業として、タクシーとほとんど変わらないきめ細かなサービス事業ができているそうであります。これは町民が自家用車を使用して送迎するという方法だそうですけれども、そういった研修も受けるだけで二種免許もなくともできるんだそうですので、ぜひそういったことについてバスの今路線対策委員の方も非常にすばらしいメンバーがそろっておられますので、ぜひ積極的にそういった新しい交通形態というものを研究いただけないかどうかお伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 今、石山議員が言われましたように、NPO等におきます乗用車での送迎、実際他の市町で実施しているところもでございます。こちらのほうにつきましても、やはりそれぞれ運行するに当たっては、それぞれの手続的なものが一応ございますので、そういうものにつきましては、この町で対応できるものかどうかというのを、やはりその辺を把握しながら、今議員が言われましたように、そういうものを取り入れる方向につきましても、関係機関でございます公共交通会議とか、そういうところに諮りながら、今後の町の対応というものを検討していきたいと考えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひいろんな工夫をして、この地域に合った交通網ということで、いろいろ工夫していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、寸又峡の路線バスについてでありますけれども、観光客が喜んでいただけるようなバスというものの導入ということで、環境に優しい電気バスを環境省の補助などで実現することとか、あるいはグリーンスローモビリティの導入といったことで、非常にゴルフカ

一トのようなおもしろい運行手段があるようであります。自然豊かな観光地のイメージもアップできると思いますので、そういったものの導入とか、あるいはそういう送迎車についてのアイデアというのも普通の箱型のバスを使うだけでなく、そういったもっと集客できるようなアイデアというものをらせるようなことがいいのではないかと思いますけれども、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいま環境に優しいバス等のお話がありました。それにつきましては、路線バスだけではなく、観光地内、寸又峡地内の移動手段も含まれているかと思えます。現在、ゴルフカートというお話が出ましたが、現在、秋のシーズン時でございますが、プロムナードコース、寸又峡のゲートから夢の吊橋の入り口まででございますが、高齢者、乳幼児を連れた方を対象に、案内つきのゴルフカートの移動を観光協会のほうで実施している状況でございます。議員が申されたように、移動手段につきましては、今後検討がいろいろと必要となってくるかと思えますけれども、地元、また関係機関と協議をしていながら検討していきたいと考えております。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ観光ということで集中した、新しいいろんな工夫をされたらおもしろいことができると考えます。せっかくのチャンスだと考えます。

また、次に、伝統文化伝承館につきましてはですが、もっと町民が、今考えておられることがどういうふうになっていくのかまだわかりませんが、町民が気軽にのぞける雰囲気や、学生や児童が安心して出入りできるような明るい文化的な自然豊かな公園みたいなイメージの整備とか、観光客の立ち寄りや見学ができるようなことへの対応、あるいは伝統文化の発信や興行も行えるような、またWi-Fiがつながるネット環境など、明るくてわかりやすい進入路をつくったり、あるいはそういったイベントを考慮した駐車場を整備する。案内看板を整備するといった、全体としてのあの辺一帯全体が伝統文化の発信基地であるというようなイメージで整備して整えていくことが大事ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

やはり町の伝統文化を守るということは、今、町でも問題になってます後継者の育成というものが一番大事なことということで、伝統文化伝承館のほうの建設が始まった経緯がございます。やはり先ほど町長のほうから答弁があったとおり、いろんな方に体験をしていただくことによって、そういう伝統文化を継承していく気持ちができるということが目的でございますので、まずは町としてその施設をいかに活用して、伝統文化の継承をしていくというものが狙いであると思えますので、そちらのほうにまずは力を入れていきたいと思つて

おります。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ気軽に町民が遊びに行けるような明るい雰囲気、離れ小島にならないように整備をしていただきたいと考えます。

ありがとうございます。ただいまは今年度スタートしました訪問看護事業、訪問リハビリの状況、医療福祉専門の移住定住招致について、また、高齢化する町民の移動手段の見直し、寸又峡の路線バスの関連、青部伝統文化伝承館について、また、川根高校の魅力化といったことのたくさんの質問をさせていただきましたが、町民にとりまして有益な御返答を多くいただき、ありがとうございました。

いよいよ新しい年が間近であります。来る平成31年が川根本町にとりまして希望の多い年でありますよう、また、川根本町が安心して年を重ねていけるような町になりますように、ますます発展を祈念いたしまして、石山の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） これで石山貴美夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時10分からにしたいと思います。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

9番、山本信之君、発言を許します。

○9番（山本信之君） 9番、山本信之です。

自治体財政状況について。

平成30年度予算において鈴木町長は、地域主権改革、地方創生が進められる中、住民に最も身近な行政主体である地方自治体には、地域における自主的かつ総合的な役割を担う責任が求められ、また、川根本町第2次総合計画の2年目となる平成30年度は、人口減少対策や地域の活力創生を推進していくことが求められています。これらの事業を好循環させ、相乗させながら、1,000年も続く川根本町を目指すという趣旨の説明がありました。

平成31年度予算において、鈴木町長は、財政規模はどう考察し、それは具体的にはどういう方法ですか。今後対応していくのか方針を伺います。

○議長（中澤莊也君） ただいまの山本信之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、山本議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。議員御承知のとおり、平成31年度当初予算につきましては、担当課からの要求が出そろう

ました。ただいま第1次査定を実施中であります。

予算編成に関しましては、事あるごとに再三申し上げておりますとおり、普通交付税の合併算定替えが縮減をされていく中で、前年度と同規模の歳入を確保することは大変厳しい状況にあるということをご認識をしております。正確な数字は申し上げることはできませんけれども、今年度当初予算61億9,500万円は下回る見込みであるということだけは申し上げられると思います。事業のタイミングや優先順位を考慮しながら、国・県の補助制度や有利な起債を最大限活用し、必要な事業の予算は確保していきたいというふうに考えております。

きょうは傍聴に、この町の将来を担う若い人が見えております。そのような中で、やはり我々の責任はこれから夢ある未来の川根本町であるということをご明確に推し進めなければいけないというふうに考えております。その中に、一つは心豊かな人材を育てることが必要であるというふうにも考えておりますし、また、予算の中でも短期、中期、長期、それぞれ張りつめた予算編成をこれからしていくということだけでは対応を間違えると大変厳しい状況になるという思いから、職員ともども一生懸命精査をしていきたいというふうに思っております。将来のために頑張りたいという思いで、これから進めさせていただきますので、議会の皆さんもどうか今までどおりの温かい御支援、御協力をお願い申し上げます。最初の質問のお答えに代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。

9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、29年度決算は財政状況を見る場合、赤字があるか、ないか町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、決算のときにも御報告させていただいておりますが、平成29年度決算におきましては、実質単年度収支につきましてはマイナスの4億8,434万4,000円、約5億円の赤字ということでございます。その要因は、皆様御承知のとおり、財政調整基金の取り崩しによるものでございます。財政調整基金につきましては、合併後の普通交付税の特例、算定替え終了に向けた備えといった意味合いもございますが、平成29年度にいわゆる財源不足を補うためにこの金額を取り崩しをさせていただいたものでございます。

実際の決算状況につきましては、大原則として、企業経営とは異なり、黒字が大きければよいといったものではないということは言うまでもございませんが、当然のことながら、慢性的な赤字決算自体は当然自治体の運営上好ましいものではございません。町長の先ほどの答弁にもございましたとおり、当町の財政規模に即した財政運営をしていくということが基本であろうというふうに考えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

29年度の決算は実質単年度収支で、約5億円の赤字が発生しました。赤字があるとしたら、それは町にとって大変問題がある状況です。なぜなら、赤字を出してはいけない。すなわち入ってきたお金の範囲内で支出すべきであるということは、町にとっても財政運営上の大原則だからです。赤字はこの大原則に反している状態にあり、町も早急に解消することが求められます。このような観点からも、一たび赤字が発生したならば、できる限り早急に解消することが必要です。町長にその考えを伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほども町長の答弁、私の御答弁でも触れさせていただきましたが、実質単年度収支につきましては、やはり当町のように、自主財源の比率が少ない町においては、このような状態が発生し得るリスクは常につきまとっているということはあるかと思えます。

しかしながら、今後、9月の議員の御質問にもありましたとおり、町としての独自の歳入の増加を図る、さらには当然のことながら歳出の削減に努めるといったような形の中で、今後もこのような単年度の赤字の解消に向けて努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、29年度決算では、基金について特定目的基金、財政調整基金、減債基金の金額を教えてくださいたいと思います。町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） ここで一つ、山本信之君に注意をさせていただきます。答弁者の指定はできませんので

○9番（山本信之君） はい。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、基金残高についてお答えをさせていただきます。

平成29年度末における各基金残高の詳細の額につきましては、9月定例会において提出をさせていただいている決算書にてまた御確認いただくとして、概要だけここで申し上げたいと思います。

議員御質問がありました財政調整基金が約11億9,000万円、減債基金が約8,700万円、まちづくり基金や地域振興基金をはじめとする、いわゆる特定目的基金が19億8,500万円となっております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

町にも貯金があります。町の貯金は基金と言われています。私の家計でも子供の教育費に充てる目的でためている貯金や毎月のやりくり用にためている貯金など、いろいろな種類が

あるように、町の基金も大きく3種類に分かれます。貯金、基金があれば、歳入が落ち込んだときでも赤字を出させずに行政サービスを維持できます。また、急に多額の支出が必要となったときにも対応可能です。将来予定されている臨時的な支出に備えることもできます。基金なしでは安定的な行政を行うことは難しい。一定額の基金を持ったことは町にとって不可欠です。支払って基金がある程度あれば、この先行政サービスが削られたり、税金や公共料金が値上げしないだろうかという心配に対して、基金額までは仮に歳入が落ち込んだとしても、現状の行政サービスの水準を維持することが可能と考えることができます。

すでに、使用目的が決まっている特定目的基金より、やりくり用の財政調整基金や借金返済用の減債基金を多額に持っているほうが財政的には安心です。ただし、毎年基金が減っているような町があれば、注意が必要です。

財政調整基金は、29年は約12億円であります。29年度決算では約5億円発生しました。27年度、28年は3期に赤字があります。30年度、31年度は財政調整基金をどういう方針で考えているのか。財政調整基金を多額に持っているほうが財政的には安心です。ただし、毎年基金金額が減っているような町があれば注意が必要です。伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 財政調整基金のあり方等に関する御質問かと思えます。

30年度、今年度における財政調整基金をはじめとする基金の繰り入れにつきましては、今年の3月議会でお認めいただいた本年度予算の中でも計上させていただいておりますが、予算額としましては約6億7,000万円の繰り入れ、減債基金においては約600万円、特定目的基金は1億8,500万円という形にはなっております。当然、決算段階では不用額精査等行いまして、予算額満額を取り崩すということはありませんし、以前では取り崩さずに済んだ年も当然ございました。しかしながら、現状では幾らかの取り崩しを行う必要があるのではないかとこのところを考えております。

議員御指摘のとおり、当然のことながら、基金は家庭の貯金と同じですので、取り崩して使ってしまうと、どんどん減っていきます。そうならないように、これも従前から申し上げておりますが、事業のタイミングや優先順位を考慮しながら、町の限りある財源だけでなく、国・県の補助制度、また有利な起債等を最大限活用して、基金に頼ることを少しでも減らす、その上でこれも繰り返しになりますが、うちの町の状況に合った自治体運営をするということがますます重要になろうというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、公の施設のあり方について。

12月議会には条例改正として、高齢者福祉事業の改革が町から提案され、議会で議決をしました。デイサービスのあり方として、一般的に高齢者福祉事業から介護保険事業へ変更す



るものと理解していますが、町内の高齢者の状況変化や高齢者福祉事業のあり方を検討した上での対応であると評価できます。同時に一般財源の削減にもつながります。このような町の事務事業の整理は、現状の検証と将来の住民需要予測と事業実施の可能性を継続の担保を十分に検討する必要があり、時間や手間がかかります。しかし、行政はこのような提案をし、議会は議決をしました。一つの事業であります、このような行政の取り組みは大いに評価できると思います。

例えば公の施設の運営を考えたときには、施設収入を増加するだけではなく、施設の機能を向上させることも必要だと思います。茶茗・の場合は、費用を20%削減しても費用は約3,000万ほどかかるわけですから、収入を6倍、8倍にしなければ施設としての収支は赤字のままとなります。このとき現時点よりも施設機能が向上し、町の経済効果に資することができます、あるいはその効果が徐々にでも拡大していけばよいわけです。現在は当町は観光入り込み客は増加傾向にあり、その入り込み客に対して購買意欲を高める情報発信をしていくなどです。

茶茗・はお茶の情報発信施設として位置づけているわけですから、お茶に加え、お茶関連の購買につながる情報発信を期待します。例えば茶ようかん、川根茶もなか、川根茶プリン、川根茶ソフトクリームなど、サンプル展示と、それを購入できる店舗の案内機能を追加していくなどです。茶茗・が観光商工課、商工会、観光協会と連携すれば、予算も時間もそれほどかけないで実現できるのではないのでしょうか。このように、それぞれの課や関係機関が一つ一つの事例をピックアップして、必要な連携をしていければ、それがやがて大きな経済効果となり、町の収入に寄与することにつながります。そのような施設機能を強化すれば、入館者の満足も向上し、利用料金を引き上げたとしても入館者数をより増やすことはできるのではないのでしょうか。事業担当課においては、入館者数と収入額の目標を示して、それを超える努力をしていただければありがたいわけです。

ここまで、今回、高齢者福祉事業の再編や茶茗・を例にした機能向上など述べましたが、このような施設の機能を上げていく考えについて考えを求めます。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 公の施設の中でフォーレなかかわね茶茗・を例えに提案をいただきました。茶茗・はお茶の情報発信施設として、茶の振興及び活性化を目的に運営しております。川根茶の消費拡大のための普及啓発に取り組み、来館者も近年増加しております。それなりの効果が期待をできております。

茶茗・につきましても、営利目的ではない施設であります、山本議員おっしゃるとおり、なるべく経費をかけずに川根茶を多くの方に知っていただき、購入につなげていくように努力しなければならないと思っております。

茶茗・の入館料につきましても、平成6年4月の開館時に入館料が200円、お茶セット300円でスタートしまして、平成10年7月に見直しを行いまして、入館料を無料、お茶セット

300円ということで現在に至っております。施設の維持管理に見合う入館料とすることはなかなか困難であると思われませんが、経費節減、入館者増加のための努力を関係機関と協力して引き続き行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。それぞれの担当課においては、今後、各施設の入館者数及び収入額の目標を示し、目標を超えていけるよう努力してほしいと思います。

次に、今後5年間程度の短期スパンにおける経常的な歳入と支出を見込みながら、投資的経費に充当可能な財源は幾らあるのか。それを生み出すためには経常経費をどれだけ抑制していかなければならないか。

また、不足分は国・県補助金、起債が可能かといった財政見通しを立て、地方財政運営に臨んでいくとの説明がありましたが、31年度の予算には、5年間程度のシミュレーションをどう考察し、今後どう対応していくか方針を伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、お答えをさせていただきます。

31年度予算におきまして、まず、見込まれる歳入の増加要因、こういうのがございます。可能性としましては、森林環境譲与税が交付を開始されます。また、各報道されてますとおり、消費税の税率の改正がございます。ともに町へ入ってくるそれぞれの歳入分の増加が見込まれております。

しかしながら、それぞれの森林環境譲与税をはじめとして、消費税につきましても、森林整備や子育て支援等の充実等に地方負担の増加の部分については、なかなか制度上の部分が見えてこない部分がございます。現状においては、詳細についてまでの分析は難しいというふうに考えております。今後の不確定要因の中で、ある程度収入は見込まれるのではないかという程度のところでございます。

このような状況の中で、現在、次年度予算の編成作業に当たっているというところを町長も先ほど申し上げましたが、まず、議員もおっしゃっておりますが、町として町税、いわゆる税金、普通交付税といった通常の一般財源の総額、また特別交付税、臨時一般財源の総額を見込み、そこから義務的経費や、その他の経常的経費を差し引き、どの程度の投資的経費が見込まれるかを吟味しながら予算を編成していくという形になります。現状はまだその一歩手前の段階で、各課から要望が出ている内容について、一番最初の精査をしている時期でございます。現在のところ、財政の側としまして、31年度において確保が可能と見込まれる一般財源は、本年度と比較しておおむね2億5,000万ほど下がるのではないかという見込みをしております。

一方、支出の部分について、経常的支出など、いわゆる必要経費を差し引いた投資的経費に充てられる一般財源はおおむね3億円ではないかというふうに見込んでおります。これに

充当可能な国・県の補助金、起債等を積み上げることによって予算が編成ができてくるというものでございます。現時点では先ほど申し上げましたとおり、今、2億5,000万円ほどマイナスなのではないかなという予測をしておりますが、当然のことながら、町長が冒頭申し上げましたとおり、一般財源においても今年度規模からは最低でもそれだけは小さくなるだろうなというところです。

それに加えて、その後の見通しとしまして、32年度以降につきましては、町の人口減とか、様々な要因の中で地方税、普通交付税についてはさらに1億円程度減っていくんではないかという見通しを立てております。

さらに、あまりうちの町にとっては芳しい話ではないですが、32年に国勢調査が行われます。国勢調査の結果に基づいて、その翌年の普通交付税が算定をされます。いわゆる人口要件というものが全てのところにかかわってまいります。人口減少が続いておりますので、当然のことながら普通交付税も33年度以降、さらなる減少が見込まれるというところでございます。

これらのことから、今後の予算編成につきましては、短期スパンというお話もありましたが、状況的になかなか厳しい中で、さらなる経常経費の抑制に努め、より投資的な事業費については、必要な一般財源を捻出していく努力が今以上に必要になってくるというふうを考えております。

しかしながら、経常的経費についてはなかなか減らすことは難しいと。御家庭の家計で見ても、日々かかる家計費の切り詰めはなかなか難しいということはおうちの町でも同じことが起きます。しかしながら、そういう状況の中で、先ほども申し上げましたが、事業を実施する際に、適切な予算、優先順位に基づく事業を精査しまして、それに合わせて新たな歳入確保の可能性に向けての努力をしながら、いろんな形で検討を進めた上で31年度以降の予算編成に臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、行政と議会の十分な役割について、平成18年に北海道夕張市の財政破綻がマスコミをにぎわすことになって以来、自分の町の財政は大丈夫だろうかという思いを持った人も多くいることと思います。しかし、多くの方が、では、何を見れば自分の町の財政状況はわかるのだろうか、町が出している資料には、いろいろな数字が書いてあるけれども、どういう意味なのだろうか、結局、自分の町の財政状況はいいのだろうか、それとも悪いのだろうかと感じたのではないのでしょうか。

財政健全化計画は、自治体の町長が作成します。そして、その計画には議会の議決が必要となります。早期健全化の段階から議会が責任を持ってかわる仕組みとなっていることは注目です。

地方自治体を取り巻く社会経済環境は厳しいものがあると思いますが、今後、議会は予算

を決定する機関でありますので、事業計画の段階から議会と十分な意見交換が必要で、行政と議会が一帯となって進めていくことは大切と思います。考えを伺います。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） ただいま議会と行政の十分な役割についてという御質問がございました。この質問は9月にも一般質問がございましたので、そのときにもお答えをさせていただきましたけれども、同様な質問でありました。

議会と執行機関、いわゆる行政との関係は、よく車の両輪に例えられるほど自治体運営において非常に重要であるということが定義づけられております。また、議会には適正な自治体運営のために、執行機関を監視する責務及び議決権を有しているということは言うまでもありません。

改めて、申すまでもございませんけれども、良好な関係と相互に牽制し合う関係性を保ちながら自治体運営を進めていくべきであり、両者とも現状を正しく把握、理解した上で、今すべきことは何かというビジョンを持ってくべきというふうに考えております。

9月定例会での山本議員からの一般質問の繰り返しになりますが、今後ともお互いに現状認識を深め、町の財政状況や直面する課題などを常に意識しながら、町政運営を議会とともに推進をしていきたいと考えております。

それから、財政のことでいろいろお話ございましたけれども、大変財政が厳しいということに変わりありません。しかしながら、私が冒頭で申し上げたとおり、この町の三つの柱、いわゆる川根高校、大井川鐵道、並びに社会福祉、医療関係、この三つの柱というのはどうしても守っていききたいというような中で、今、応分の負担以上なお金が投資をされているということには間違いございません。しかし、これは将来必ず人づくり、また文化づくり、そのような中で大きな力になり得るというふうな意識を持って対応していきたい。これには当然ながら先ほど来申し上げたとおり、議会の皆さんの御協力がどうしても必要であるということだけは重ねて申し上げまして、お願いをさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

これからの確保の方法について今後、検討していかなければならない。行政と議会が十分に役割を果たせるような体制整備が望まれると思います。

以上で終わります。

○議長（中澤莊也君） これで山本信之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時5分としたいと思います。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

11番、藺田靖邦君、発言を許します。11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） 11番、藺田靖邦です。通告に従い、質問をいたします。

まず初めに、本年度、日本全国で発生した甚大な幾つもの災害の状況を受け、当町における今後の対応について伺います。

私の過去の質問においても、急傾斜地事業、地すべり地区の対応など、インフラ対策の整備、また、避難訓練、要介護者、高齢者の方々の対応やUPZ圏内の方々への協力体制など、ソフト面の対策の質問をしてまいりました。本年は特に幾つもの甚大な災害が多く、地震、豪雨災害が毎月のように起こりました。くしくも時の国交副大臣、牧野参議院議員が先日の国政報告会でもその責務を担当しておられた状況を報告してくれましたが、今回は、本年9月下旬に発生した台風24号における被災状況から、当町の情報伝達にかかわるインフラ事業、ライフラインの今後の対応についてと、冒頭申し上げた追跡の質問にもなりますが、危険箇所再認識と住民への周知について伺います。

二つ目の質問は、昨年3月に作成された川根本町公共施設総合管理計画からのところの質問になります。参考になる資料も提出しましたので、見ていただければと思います。保有する公共施設を効果的、効率的に活用し、必要な公共サービスをこれからも維持管理し、提供しなければなりません。しかしながら、当町の施設も他市町同様に、高度成長期を中心に建設され、建て替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしておりますと、計画書の最初のページに記してありました。今後の財政運営のあり方、経営的な視点で捉えた方針をこの計画書から学ばなければならないと思います。この計画においては、その提出したものにもあるんですが、計画時点の将来40年間における公共施設等の更新費用の年平均額は17.3億円、その時点での投資的経費との対象で年間5.9億円が不足する試算がありました。

このことから、現在の財政状況から公共施設やインフラの状況をそのまま維持管理、更新していくことは到底できないと思われれます。そこで、公共施設の展望で、公共施設総合計画の策定がなされた現在、地方交付税をはじめとした収入見込みを踏まえた財政運営の公共施設の今後の取り組みについて伺います。

また、関連して現在の主要施策、人材育成、川根本町を担う人材を育てていくことは重要な施策であります。継続的な実施のためにも財源確保の側面からも公共施設のあり方、運営方法の工夫をしていくことは重要な今後の課題と思います。計画が策定され、公共施設の今後の取り組み、あり方について方針、考え方を伺います。

演壇からは以上です。

○議長（中澤莊也君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、菌田議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、お話がありましたとおり、西日本に大きな被害をもたらしました7月の豪雨、9月6日に発生した北海道胆振東部地震、また、本年は非常に強い勢力を保ったままの台風が立て続けに日本に上陸し、各地に大きな被害が発生をいたしました。特に台風24号の襲来では、当町にも多くの被害が発生し、中でもかつて経験したことがないほどの強風による倒木等の影響から、最長3日間の長時間にわたり停電、これまでの経験値を大きく上回る被害となり、かわねフォンをはじめとする情報伝達インフラに関しましても、町民の方々に大変な御苦労をおかけいたしましたこと、改めておわび申し上げたいというふうに思います。

この台風24号のように、近年頻繁に発生している異常気象による自然災害につきましては、これまでの被害予測が当てはまらない想定外の事態が数多く発生するおそれがあります。今後とも、町民の皆様様の安心・安全の生活確保のため、ライフラインへの被害を最小限にとどめるよう最大限の努力をしてまいりたい所存であります。

2点目の危険個所に関する質問につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

次に、公共施設に関する質問がございました。

議員御指摘のとおり、公共施設等総合管理計画におきまして、現状のまま推移すると今後の公共施設運営に関しましては、施設老朽化等による諸費用に不足が生じるとの試算となっております。このことは今後、今まで以上に投資的経費に回せるだけの財源確保が厳しくなっていく状況であることから、このままでは現在保有している公共施設を、今までと同じ機能を持たせたまま更新をしていくということは現実的には不可能であるというふうに考えております。

このような状況は、当町に限ったことではなく、財政的に当町よりも裕福な自治体であっても、保有施設数が多い市町では当町以上に深刻な状況であり、特に大規模な市町村合併をしている自治体におきましては重複施設も多く、その対応に苦慮している状況であると伺っております。

あくまで一般論ではございますけれども、このような状況を打破していくために、重複施設の統一化、更新時にあわせた施設の集約化、複合化、近隣自治体との相互連携や民間活力の効果的な活用に加え、施設の必要性や活用頻度、老朽化の程度に応じた転用、売却、廃止の四つの手法が考えられております。

現在の当町の状況は、人口規模からすると保有する施設数が多く、非効率であると言えますが、町域が南北に長く、小さな集落が点在する典型的な中山間地域であることに加え、観光に限らず、核となり得る民間施設がないことから、都市部と同様に行政効率だけに着眼し、公共施設を整理統合していくことは難しいものがあると考えております。

今後施設ごとに、先に申し上げたとおり、四つの手法をうまく当てはめながら、知恵を絞り、皆さんとともにこれからの各施設のあり方を検討してまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 危険箇所のうち、土砂災害警戒区域につきましてお答えさせていただきます。

現在、県において調査を実施中ではありますが、現在の指定状況は、土石流によるもの42カ所、急傾斜によるもの163カ所の計205カ所となっております。

地すべりに関しましては、林野庁において地すべり防止区域として316.67haを指定しているほか、県において、現在、指定に関する調査を継続中であり、平成31年度中に地元説明を経て指定する予定と聞いております。

県指定区域と林野庁等による指定区域との違いは、県指定区域は、その指定目的が土砂災害による人的被害をなくすために、当該地域が危険箇所であることを知っていただき、危険のとき、早目の避難を促すソフト対策であることです。したがって、県で進めている指定箇所は人家がある区域となります。

今後、県の指定を受けて、町では土砂災害に関するハザードマップを更新してまいります。以前、藪田議員の一般質問の際に御提案いただきましたように、区域ごとに分ける、洪水ハザードマップのようにもう少し広範囲に分けるなど、より見やすいハザードマップを検討してまいります。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。

11番、藪田靖邦君。

○11番（藪田靖邦君） 先に建設課長から、私の続けて質問をしたかったところを言っていたものですから、そこはそこでまた考えたことを言いますが、まず、一つ目の災害に関する再質問ですが、今回9月下旬の台風24号の被災状況は全協で報告を受けています。被害総額が1億1,000万、これは重機借り上げ、11月までの支払いも入っているわけですが、1億1,000万ということですが、長時間停電等の対応は中部電力との意見交換、今回の経験から対応も改善されていくと思いますが、その中で当町が自ら対策を講じなければならない高度情報基盤の被害はどの程度だったのか、災害被害予算額も先日、全協で220万と報告は受けましたが、復旧に要する費用も含め、再度、伺いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、高度情報基盤におけます被害について説明します。

無線エリアにおきまして無線機の障害が2件発生しました。その復旧に約41万円、また、災害時に重要な情報発信を担う屋外子局の障害が2件、その完全復旧に約136万円、さらに光ケーブルが山腹崩壊によります複数の倒木を受けまして、2カ所において断線をしました。幸いにも幹線部分ではなかったため、光ネットワークの末端部分ということもあり、大きな

影響は受けませんでした。その本復旧までに約44万円が必要と見込んでおります。さらにネットワークの心臓部とも言えますセンター設備におきまして、停電の影響を受け、機器の障害が発生し、約20時間の機能が停止しております。

この報告以外にもケーブルが強風による影響を受けまして、倒木も複数見受けられましたが、電気通信事業者とも連携をしまして、できる限り早期の対応に努めております。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） 今回の答弁の中でセンター設備の障害、ちょっとここを全協では詳しく聞いてなかったものですから、今回、ルーターのかげんか何かちょっと私もわからないんですが、長時間ネット状況の不具合が続いたんです。そこについてもう少し具体的に説明をお願いしたいんですが。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） センター設備におきましては、9月30日、午後10時35分、無停電装置からの給電が停止しました。その影響を受けてネットワークの中継機と呼ばれるルーターが障害を起こし、かわねフォン、インターネット機能等が停止をしております。翌日10月1日、午後7時ころまで、約20時間復旧までに時間を要したものです。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） 私もそのときはあちこちパソコン触ったり、いろいろしたものですから、何が何だかわからなくなってしまったパソコンでしたが、そういったときの対応に東海ブロードバンドサービスとの対応をもう少し密にしてもらわないと、かわねフォンでもよいし、何でもいいんですが、私のところは停電が長く続かなかったのに、そういう状態だったものですから、その対応というのはしっかりとこれからも東海と連絡とり合って、どんな対応ができるか、町長が言っているように、どんな災害があるかわからないものですから、その辺は重々情報政策課のほうでまた話をして、努めていただきたいなと思っています。お願いします。

それと、わからない言葉が出たんですが、無停電装置、大体言葉ではわかるんですが、この原因となった無停電装置停止の今後の対策、対応というのはどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 無停電装置、通常UPSと呼ばれております機器です。本来、その名称が示すとおり、通常使用しております商用電源の停電に対応するための機器です。今回、この無停電装置からの給電が、約1分間にわたり停止したことが原因で障害が発生しております。この無停電装置の一時機能停止の原因究明のために、ここまで10月27日、12月1日の2日間にわたりIR事業者、また非常用発電機等の関係事業者と共同で調査を実施しました。調査は本庁舎を含め、完全停電の状況をつくりまして実施したのですが、その2回とも無停電装置、非常用発電機とも正常に機能しております。



無停電装置を設置しまして、約3年半が経過をしております。その間、年1回の非常用発電機の点検時を含め、センター設備で128回停電していることが確認されております。その都度、無停電装置は正常に機能しておりました。障害が発生しました9月30日につきましては、台風24号への対応のために職員が24時間の配備体制をとっておりましたので、その間、瞬間的な停電を含め、連続した複数回の停電というものを確認しております。今回のセンター設備の障害につきましては、その連続した停電によりまして、備えつけております非常用発電機が運転と停止を繰り返したことで運転が不安定なものになったものと考えまして、現在その対策をとっているところであります。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） 今言った無停電装置の停止とか、いろんな機材のこれから点検というのはやはり必要になってこようと思いますので、災害がないときにそういった点検をよくするようにしていただきたい。それが我々が情報基盤をつくったもともとのことでもあるし、自前の情報基盤ですので、この辺の点検はよくしていただきたいなと思います。

次に、そうした障害、災害の備えとして、先ほど無線機、ケーブルなどの被害状況を聞いたんですが、そうした予期せぬ被害を最小限に抑えるために具体的にされていることを伺いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、まず被害を受けた場合に、町が一時的に大きな金銭的な負担を負うこととなります。その負担の軽減策としまして、一般財団法人の全国自治協会の建物災害共済に加入しまして、町が支払いします復旧経費の一部を保険金として受け取れるようにしております。この災害共済におけます保険対象経費は、あくまで保険加入時の設置価格が基準となりますが、風水害の場合、復旧経費の5割、雷によります被害の場合は10割とされております。

また、平成27年度の基盤整備時に光ケーブル、無線機等の調達にある程度の期間が必要な資機材を予備資機材として準備し、復旧に要する時間の短縮と災害時の復旧経費の軽減に努めております。今回の台風24号におきまして、こうした予備資機材を活用することで復旧経費を抑えるとともに、できる限り早く仮復旧するという事で、機能停止の影響をある程度抑えられたと考えております。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） いろんな保険に入っているということで、備えはきちんとしていただきたいと思います。

次の質問なんですが、今回、台風のことに限らないことがあるんですが、一応これから災害のライフラインにつながりますので、質問させていただくんですが、最近、屋外放送の機能なんですけれども、ちょっと同僚議員にも聞いたり、いろんな方に時々聞くんですが、聞き取りにくいというか、聞けなくなるというケースが多々あるそうですけれども、その辺把

握しながら対応というかな、そういうことを考えてくれますか。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） まず、屋外放送設備につきましては、総務課の自治防災室におきまして年2回定期点検を行いまして、不具合の発生を最小限に抑えるよう努めております。しかし、菌田議員言われたとおり、本年度におきましても数カ所の屋外放送の不具合が住民の皆様からも指摘されました。その都度、総務課と調整をとって対応しておりますが、原因としまして、設置後約3年半が経過しております。そのため、各子局内の放送機器、この接点部分が不具合の原因であったという報告を受けましたので、その対応策としまして、点検時に全ての子局の該当する部分、その点検と、再度調整を行うことで指示したところであります。

○議長（中澤莊也君） 11番、菌田靖邦君。

○11番（菌田靖邦君） この屋外子局、この問題というのはやはり町民の皆さんに知らせなければならんことが多いものですから、またその辺も、今回、台風とちょっと関係なかったんですけども、気になるところで、ライフラインの対策ということでお聞きしました。

次に、特に無線エリアについては、アクセス手段が無線システムに限られています。無線通信の途絶えがすぐに通信手段の停止につながっていきます。運用開始からここまでの間、大雨等の影響を受け、無線通信が一時的に停止するなどの事例があると聞いていますが、その原因究明と対策を伺います。

また、トラブルの時期とかは、私もちょっと把握してなかったんですけども、あと場所の確認とか、そういったことがもしわかるようでしたらお願いします。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 菌田議員がおっしゃられたとおり、アクセス手段を無線システムに頼っております無線エリアでは、障害が発生した場合、屋外放送に加えまして、かねフォン、インターネットの利用ができなくなります。当町で利用しておりますFWA無線システムは、高い周波数ギガヘルツ帯の電波を利用しております、携帯電話など低い周波数の電波と比較をしますと波長が短く、高速通信が可能ではありますが、降雨等の影響を受けやすいとされております。

そのほか一時停止の原因としまして、樹木によりまして無線局間の電波が遮られることがあります。特に葉が茂る時期に発生をしまして、停止する時間は短時間なのですが、この間何回も発生いたします。その都度電波の障害になっている樹木を伐採するということで対応をしております。昨年度に2回、7月と11月に発生しました。これは区間としまして、小長井から富士城までの無線局間、また、富士城から小猿郷に至る区間で二度発生しております。二度とも所有者の了承を得まして、障害木を伐採することで解消しました。本年度については7月に発生しました。これはやはり富士城から小猿郷のルートです。これは障害木を特定するまでの間にその障害が解消されまして、現在に至っているという状況です。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） いずれにしろ、障害木、障害木ということで、枝葉か何かの関係がかなり多いんだと思いますが、ここの小猿郷地区とか富士城、やはり高齢者の方も多いものですから、災害時には情報が伝わらなくては意味をなさないということですので、注意深い点検をお願いしたいと思います。

災害に関して、もう一つお願いをいたします。過去の一般質問や全協などにおいて、災害時における情報伝達手段を1回線ではなくて複数持てという必要性が求められていたことがあるんですが、現在の状況をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、IP告知放送システムを担当します情報政策課から説明いたします。

川根本町地域防災計画、共通対策編におきまして、災害広報計画というものが記載されております。ここでは高度情報基盤を活用しましたIP告知放送システムのほか、Lアラートと呼ばれます災害時情報共有システム、それを介しまして、ラジオ、テレビ放送等へのメディアを活用することとしております。そのほかにも、ふじのくに防災システム、FUJISANと呼ばれておりますが、それを利用して、エリアメールでの周知も行いますが、特に今回のようなちょっと長時間にわたる停電におきましては、広報手段に限られてくるというのが今回の反省と実感であります。今回のような場合、本庁、また総合支所からの広報車を利用したもの、また、以前からもやっぱり消防団車両を利用しました直接的な情報の伝達、また、道路不通などにより孤立した地域におきましては、各地区に配備されております衛星携帯電話を利用するなど対応していきたいと考えております。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） これからもそういったものの中において、情報伝達がうまくできるように努めていっていただきたいと思います。

高度情報基盤のほうはここで終わりますが、次に、二つ目の危険箇所の再認識というところで、冒頭、建設課長、豪雨災害の関連、私の質問は以前からしているものですから、地すべり地区のことも言っていただきました。農林、土木との対応のことも言っていただきましたので、私、質問考えておったんですが、ここやめます。それで、急傾斜地崩壊対策事業、これはやはり私も以前、測量、土建と勤めてきましたので、やはり当町においても調査、工事実施されてくれているとは思いますが、その関連で、要望と住民からの逆に周知なのですが、この役場裏手、庁舎裏なんですけれども、やはり災害時にはここが司令塔となるこの庁舎ですので、地元の方も庁舎裏の急傾斜地の整備をと願っているそうです。県土木との話し合いの中で調査設計の対応をしてほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 役場本庁舎、こちらからの西側、長尾川上流に向かってにつま

しては、現在の土砂災害警戒区域の見直しにより新たに指定となりました箇所になります。公共施設としての役場本庁舎、山村開発センター、健康増進施設のほか、住宅2戸が区域内にあり、いずれも土砂災害が発生した場合、危害のおそれのある区域として指定されております。今、議員おっしゃられたよう申し上げるまでもなく、役場本庁舎は防災拠点であり、また、健康増進施設はボランティアの受け入れ拠点となっていることから、土砂災害への対応を今後庁舎内で検討し、必要な対策を講じてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） やはり住民の皆さんが気づいたこととか、そういったことの中において、やはり対策を練ったりしていただきたいと思います。

それで、今回の台風24号の被害を全協でいただいた災害復旧費事業費というのがあるんですが、やはり林道の土砂災害、かなり多いと思うんですけれども、それはやはり危険箇所の一つで、土砂災害の一つの要因になることと思います。

そこで、林道設計で路線が計画どおりつくられた林道はそういった早い対応ができると思うんですが、自力作業道は別として、県単、町単で林道整備がされて、途中で林道工事が中止になった。中止というか、物の言い方はあると思うんですけれども、箇所の把握はしておられるのでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 当初計画が変更となった林道はあります。例としまして、林道藤川線で説明のほうをさせていただきます。榛原川沿いの木材の搬出、育林のため林道が開設され、全体計画では林道南赤石線まで接続する予定でありました。林道南赤石線からは林道大札線との接続箇所を過ぎ、そのまま工事を進めておりましたが、施工困難箇所が続き、計画変更のやむなきに至りました。現在は、林道南赤石線からの道路を林道もみの木平線として管理を行っております。林道につきましては、移管、編入等により延長の変更はありますが、いずれも町で管理を行っております。維持管理につきましては、限られた予算の中で優先順位をつけながら対応をしております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） 私も林道測量設計に携わってきた関係で、いろんなことを感じるんですけれども、やはり林道設計全体計画の中でするんだけれども、途中でやめることがある。それは計画の中の予算の範囲、優先順位もあるんだろうけれども、その中で、やはり途中で終わった林道というのは車回し、最後の、そこはやはりきちんと見ておいたほうがいいような私は気がしてます。そこから崩土が走り、土砂の流出、そういったものも多く、時々私も林道、自分が設計、つくった林道を見に行くんですけれども、やはりそういったところが土砂災害も増えている。きちんとした柵工なり何なりをやって、そこは一応止めておくよ

うな林道の形態にしていだきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まとめとして、先ほど申し上げましたが、町長も以前、孤立してしまう部落があるということで、そういったことも含めて地すべり地帯については、特に農林土木の皆さんとよく協議して、お話をしていだきたいと思っております。

まとめとして、毎年繰り返される大災害をテレビ、報道等で見ると、町民の方も危機管理の意識は高まっていると思っております。起きてはほしくない災害のための備え、起きてからの対応の備えを日ごろからの周知で、訓練等で防災意識をさらに高めていかななくてはならない手だて、前例が役に立たない災害が警鐘を鳴らしていると思っております。防災当局には危機管理の充実をさらにお願ひし、対応の遅れや支障を引き起こす問題は行政防災にかかわることが多くあります。なお一層守る体制づくりをお願いして、次の質問に移ります。

議長、公共施設の質問に入ってよろしいですか。

○議長（中澤莊也君） はい、どうぞ。

○11番（藺田靖邦君） では、公共施設の展望に関する再質問に入るわけですが、私の勉強不足もあつたりして、今回温めてきた題材の質問だったんですけども、将来設計で、今後の処理をより明確化する質問をと初めに考えたのですが、マネジメントできる施設を考えて、施設を残すなど思ったのですが、やはり勉強不足で、状況の中の施設の将来の展望ということで大卒4点の再質問にさせていただきます。

今回、一つ一つの公共施設の検証は考えません。将来どう捉えて、つなげていけるかという質問になります。

一つ目ですが、財政運営と公共施設の取り組みですが、施設総量の適正化を図るには、先ほど町長御答弁いただきましたが、集約化、複合化、転用、廃止の四つがあると認識しています。今後の施設計画はこの四つを組み合わせることで取り組んでいくこととなろうと思っておりますが、施設総量の適正化の観点から、当町における集約化できるものの施設の推移の考え方を伺います。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 公共施設の施設総量、数量的な適正化の考え方の御質問でございました。先ほど議員の御質問にもありました、当町公共施設等総合管理計画におきまして、施設類型ごとにその施設の状況を掲示させていただいております。この計画におきまして、それぞれ今申し上げました類型ごとに今後の基本方針といったものも定めさせていただいておりますが、現状におきましては、施設の状況、利活用の状況等を勘案し、今後のあり方を検討するといったところでとどまっております。

先ほど申し上げました同計画の一覧に記載させていただいておりますが、例えば地区集会所でありますとか、消防詰所、教育関連施設等々におきましては、皆様御承知のとおり、その性格上、複数の箇所が当町にはございます。町長の答弁にもございましたが、基本的には当町の合併は小さな町同士の合併であったことから、御質問の集約可能な施設については、

概念的には多数は存在しないという認識を持っております。重複する施設、集約化できる施設については、現状ではなかなかこれとこれといった形のものはまだまだ難しい状況にあるよといったところでございます。

とはいいましても、今後、町財政をはじめとする状況を踏まえまして、今までとは一歩踏み込んだ形の中で、いわゆる施設の集約化、総量の考え方についても進めてまいらなければいけないという考えではございます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） 今の答弁から集約化できる施設を云々は難しいという回答があったんですけども、ただ、強いて挙げれば、集約化といえば、やはり今後の学校の状況はどうかということですが、一つ目の財政運営、二つ目の人材育成と公共施設と総括的になるのですが、施設について1点お伺いしたいんですけども、近年議論されている学校教育については、学校のあり方委員会も含めて協議会や研究会で検討がなされています。その結論を待っているところではあります。これも私が一昨年の教育施設に関する私の質問で学校施設の老朽化の回答、答弁がありました。先ほどの答弁から集約化できるものの施設と捉えることができますが、今後の統廃合も含めた考え方を伺います。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、藺田議員の学校施設の今後のあり方について答弁をさせていただきます。

今年7月に川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会を立ち上げております。これは学校教育ビジョンの制定から3年が、また、教育大綱の制定から2年が経過しようとする中で、現行制度を検証し、課題抽出を行うとともに、川根本町の物的、人的教育資源等を最大限に生かすための教育のあり方について調査、研究、協議を行っているところでございます。

また、本年11月22日に柴山文部科学大臣から新時代の学びを支える最先端技術のフル活用に向けて、柴山・学びの改革プランが公表されております。今後、AI等が活用された新時代が到来する中での教育についてもあわせてこの協議会の中で研究をしようとして今考えているところでございますので、その辺の調査研究、協議を行う中で、現有施設の有効活用と維持管理方法、また整備方法等についても検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） 今後の展開の中で、一昨年ですか、老朽化の回答の中であったことですので、あえて質問をさせていただきました。

次に、財源、資金調達の手法の質問ですが、先月、移住定住をテーマに伊豆地区の研修に行っていました。民間主導型のまちづくり、他市町との連携での施設等、先ほど石山さんも出たんですけども、様々な手法による移住定住対策を見てまいりました。近年、当町

を訪れる観光客が増加し、移住定住の場所としても注目されてきていると感じています。実際、私のところにも問い合わせがありますが、そうした場合、なおさら地域の魅力や活力が必要ではと考えます。地域の公共施設をつくる、更新していくに当たっては、財源、資金の調達も考えなくてはならないと。先日の、時々岩井参議院と私が会って雑談の中でそんな資金源のお話を伺いました。また、そのつてもあって、事務局のほうには、その内容のものももらってありますので、ぜひと思う方は、またプリントアウトしてもらっていただければと思います。既に活用されている自治体もあるそうですが、公共施設の設計、建設、運営に民間の資金、ノウハウを活用するPPP、PFIについての考えを伺います。計画書にも記述にもありましたが、これからの考え方をどう思っているか、ちょっと伺いたいと思いますので、お願いします。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 御質問にありました件につきましてお答えをさせていただきます。

PPP、PFIとも、いわゆる民間活力を導入して、公共サービスの提供、公共施設整備運営等を行う一つの手法といった形で、近年、全国各地で取り入れられていることを示す用語でございます。

まず、PPPでございますけれども、パブリック・プライベート・パートナーシップ、PPPとPと、全てこの言葉のとおり、官と民がパートナーを組んで公共サービスの提供を行う形態で、日本語で言えば公民連携と称される場合もあるというふうに理解をしております。したがって、PPPにつきましては、この後御説明しますPFIも割り当てとしては含まれるというふうな概念かと思えます。これにおきましては、既に当町でも取り組んでおります指定管理制度、公設民営方式、これららに加えて、自治体のいわゆる業務のアウトソーシング等も含まれるというふうに理解をしております。したがって、幾つかは町でも既に取り入れているよというところでございます。

一方、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間主導で行う。そうすることによって効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図られるという考え方でございます。

事例を申し上げるほうがわかるかと思えますけれども、近隣におきましては、近隣の市町、県におきましては、静岡市、御殿場市、公共では一番早いと思えますけれども、学校給食施設をPFIで建設をして、PFI組織が運営管理をしているといったものもございます。また、近年では県が県立高校の統廃合におきまして、遠江総合高校の校舎建設、その後の管理もPFIで行っております。全国的にはよく挙げられる例としては、国立大学法人が寄宿舎等をこの方式を使って建設、運営している事例も見られております。

当町におきましては、PFIにつきましても、過去様々な事案において導入が話題に上って検討等はしてきた手法ではございますが、現実から申しますと、なかなか当町の規模では

民間が参入をしてくれないといったところ、民間参入の難しさ等から、現在のところはまだ導入した事例はございません。しかしながら、今後新たな公共施設建設等におきましては、当然これらの手法も検討してまいって、活用をできればしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） これからの資金調達というのは、そういった時代に入っていくんじゃないか。当町のような小さな町には、できないこととできることとあろうかと思うんですけども、先ほど石山さんも話したんですが、いろんな手法とあって、南伊豆町へ行ったときに、その杉並区の連携の施設なんですけれども、クラウドファン্ড、これを使って、いろんな方法を考えてやっているらしいです。それで、これは質問じゃないんですけども、聞いてくれればいだけですが、要はそういった手法というやつは、これから先若い職員の方々、特にそうなんじゃないかなと思って、例えばこのクラウドファン্ড使って、つり橋の整備とか、いろんな方法ができてくるんじゃないかな。それはなぜかという、やはり女の子が多いところは絶対彼氏が来て、人も集まるという、自分の理念があるんですけども、つり橋というところもかなりこのごろは、塩郷も寸又峡も多いものですから、いろんな手法、資金調達、財源管理というところで、いろんな方法がこれから先どんどん古い世代じゃなくて、新しい世代の方々の頭がそういうふうになってくるのではないかと私も感じているところがありますので、上司の方々もそういった下の者のものの考え方もよく聞いて、これから先も努めていただきたいなというところで、最後の決定権は首長にあります。

最後の質問に移りますが、次年度予算のヒアリングも先ほど進められてきているということで、人材育成の事業展開は町長就任以来、若者交流センター、川根高校存続にかかわる事業、伝承館と進められてきています。町の未来を思う人材を育成していくことが極めて大事なことです。同時に、財源の確保、歳出の圧縮も大切な部分です。次年度予算に当たって町長はどんな指示を出したのか伺いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、お答えをさせていただきます。

次年度予算編成におきましては、先ほども申し上げましたけれども、地域の特性を生かした総合計画の実現に向けた取り組みが推進できる予算編成を大枠の方針としておりますけれども、財政状況を勘案し、今やるべきことか、継続可能か、負担に見合った効果は得られるかを総合的に判断し、また、短期でやるべきか、長期でやるべきか、中期でやるべきかというようなめり張りをつけた予算要求をするよう指示を出したところであります。

細部につきましては、議員がおっしゃるとおり、経常的経費の圧縮のために消費税率の引き上げが予定されている中でも、執務努力や工夫により必要量を圧縮し、前年度予算額以内とすることや、公共施設等の改修、修繕においても、躯体の寿命に影響を及ぼすものや利用



者の安全確保といった事業を最優先し、単に機能向上のみを目的とした事業は認められないものとしております。

また、様々な制度改正が活発な状況でありますので、アンテナを高く保ち、有効な財源確保に努めるよう指示を出したというところであります。これから編成をさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 11番、藺田靖邦君。

○11番（藺田靖邦君） まとめとして、将来の方向づけをと思い、計画書と人口減少と公共施設の展望の書も参考にした公共施設の展望を考えたのですが、やはり時代を起えてつくり上げた施設、インフラは箱物が原則、インフラの原則は私もつくらないほうがよいと思います。選択はあるのかもしれませんが、必要でつくったものは手法で維持管理に努めていただきたい。私自身も結果、最近おろそかになっている現場を見ろということだと思いましたが、少し力不足の質問になってしまいましたが、この1年いろんなことがあった、病んだ1年でもりましたが、副議長としてのフォローも足らず、申し訳ないことを伝え、本会議場の皆さん、職員の皆さん、いつものように今年も少し早いですが、よいお年を。

終わります。

○議長（中澤莊也君） これで藺田靖邦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は1時からにしたいと思います。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

6番、野口直次君、発言を許します。

○6番（野口直次君） 6番、野口直次です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

いつものようにここに立たせていただくのは、町民、住民の支えがあつてこそ、皆様のおかげです。大変感謝しております。師走を迎え、今年も残すところ10日ほどになりました。

さて、今回は大きく来年度予算編成（総合計画を含む）に当たり、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

- (1) 来年度予算編成に当たり、重点的な施策の柱をお伺いいたします。
- (2) 川根高校の現在及び今後の魅力的な生徒募集について、県との協議、連携中等等の来年度に向けての具体的な進捗状況はどのようになっているかをお伺いいたします。
- (3) 近年自然災害が増加する中、町民の暮らしを守る防災上の立場から、安全・安心を守るため、平成31年度当初予算には計上の増加は検討しているのかをお伺いいたします。
- (4) 大井川水利権の更新時期に伴い、町としてどのような考えを持っているかをお伺い

いたします。

(5) 平成31年度の当初予算編成に当たり、普通事業費の考え方、内容的には特徴があるのか。

演壇からは以上です。最初の答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤莊也君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

5点ほどございましたけれども、1番、2番、3番、それぞれ前の質問の方にお答えをしてございますけれども、それと少しダブるかもしれませんが、御了承をお願いしたいというふうに思っております。

平成31年度の予算編成に当たりましては、本年度と同様に、川根本町の強みを生かす、人口減少の克服を目指すを柱に、ひとづくり・魅力づくり・活力づくりを好循環、また相乗させていくための予算編成としていく考えを持っております。

現在、町が取り組んでおります様々な課題の中には、一朝一夕には成果の出ない非常に難しい事業もありますが、一步一步前へ進んでいると実感をしているところであります。引き続きまして事業展開を図っていくための予算を計上していきたいというふうに考えております。

しかしながら、当町の財政状況は大変厳しい状況であり、今まで以上に、より重点を絞り、その必要性等を精査をした上で、必要最低限の形での予算編成を実施をしているところであります。

2点目の川根高校に関する御質問につきましては、関係課長より答弁をさせていただきますけれども、今後とも従前以上に関係機関との協議を進め、よりよい方向性を見出すようしていきたいというふうに考えております。

3点目の次年度において安心安全を守るための予算の増額を検討しているかという質問でございました。

藪田議員からも御質問がございましたが、台風24号による災害は、何年かぶりで本町に発生した比較的規模の大きな災害となりました。近年では地球温暖化の影響から、台風等による大雨の規模が大きくなっていることを実感しておりますし、今後も同様あるいは、それ以上の被害をもたらす暴風雨が襲ってくるであろうと危惧をしているところであります。

このような状況において、当町で想定される被害としては、山腹崩壊や河川氾濫など心配され、これらへの備えとして、議員御承知のとおり、治山工事や河川改良、排水ポンプ整備など、自治体の役割分担に応じて、県の協力をいただきながら計画的に進めているところであります。

また、防災に関する人的対応として、常備消防及び消防団関係経費を毎年計上させていただいておりますことは申すまでもありません。

このように、以前より快適に安心して暮らせるふるさとづくり・災害に強いまちづくりを推進するための関係予算を計上させていただいているところであり、次年度におきましても、限られた予算の中で必要な予算を確保してまいりたいと考えているところでもあります。

現在、次年度当初予算編成の第1次査定中であり、詳細についてはこの場で申し上げることはできませんけれども、今後とも今まで同様に計画的に事業を進めていきたいというふうに考えております。

次に、大井川の水利権の更新時期についてでございます。

平成31年3月31日をもって許可期限が満了となる中部電力株式会社の発電施設は、川口、久野脇、二軒小屋、赤石沢の発電所が対象となっております。今のところ、町として維持流量等の具体的な要望を行う予定はありませんが、河川の環境に影響を与える要因につきましては様々なものがあることから、最低限、現在の流量を維持していくことが自然環境の保全のために大切なことであるということを認識しております。

今後とも、リニア絡みもございませぬけれども、県を先頭に関係市町と連携をとりながら対応し、濁水、堆砂についても対応を検討していきたいというふうに思っております。

最後の普通建設事業費に関する御質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、野口議員の川根高校に係る御質問にお答えをさせていただきます。

平成30年4月1日現在、川根高校には140人の生徒が在籍し、そのうち58人の川根留學生がおりますが、残念ながら県外からの入学者はおりませんでした。そのため、県外生徒の募集状況につきましては、平成28年12月に設置された川根高等学校魅力化推進連絡会において協議を行っております。今年度は3回の連絡会を行っており、この連絡会の中で県外募集に向けた広報についてや、連携中学校からの進学率向上についての協議を行っております。

広報活動につきましては、県のくらし環境部が主催する移住相談会での活動や、とうきょう川根の会総会に出向いての説明、県教育委員会の若手職員により組織されたプロジェクトチームによるホームページの作成などが行われているところでございます。また、浜松市及び静岡市において県外生徒募集に係る説明会も開催しております。

一方、連携中学校に対しましては、中学校のPTA総会に出向いての説明、保護者進路説明会に出向いての説明などを行っているところでございます。また、川根高校において、中学生1日体験入学やオープンキャンパスなどが行われ、その際に県外からの参加者もあつたと聞いておるところでございます。

今後につきましても、関係者と連携しながら対応してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 普通建設事業費の考え方について御答弁をさせていただきます。

普通建設事業費につきましては、その性格上、比較的大きな事業費となる案件が多く、予算化におきましては、その事業の公益性、緊急性等を総合的に考慮し、さらにその上で、国・県の補助金や起債等、事業債を活用できるか否かを含めての予算措置となります。したがって、ある意味、財源の確保が必要になってこようという部分も大きなウエートを占めるわけであります。

限りある財源を有効に活用していかなければならないため、要求のあった事業については、先ほど申し上げた、公益性、緊急度合い等をもとに優先順位を付した上で予算計上をし、計画的に事業対応をしていくという考えでおります。

先ほど町長の答弁にもありましたが、31年度の考え方、取り組みにつきましては、現在1次査定中でございますので、詳細については申し上げる段階ではないということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。

6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） どうもいろいろありがとうございました。今から、まとまりのないいつものような話になるかもしれませんが、幾つか質問をさせていただきます。

非常に今回は皆さん、一般質問が似たようなところがありまして、最後になりましたので、ちょっともう思いも言われたところもありますし、また、町長をはじめ、皆さんの答弁も納得する点がたくさんあった中で、私なりにまた再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、（1）ですけれども、やはりこれからの予算の中に、重点的には三つの柱ということで、町長が町長就任以来のあれを続けていただいているということに対して、本当にだんだんと実を結んでいくんじゃないかなという中で、やはり一番の課題は人づくりということに対して非常に難しい中を、言葉は悪いんですが、発掘していただいて、それぞれの地域あるいは団体に少しずつ若い芽も出てきているんじゃないかなと思いますので、今後もその辺をまた重点的に考えていただければと思いますので、よろしく願います。その点、町長、何か考えがあれば教えてください。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 川根高校等の支援につきましても、やはり将来的には人づくりにつながるという思いから対応しているということです。

もう一つ、原点には、やはり千年の学校の理念がございまして、まちづくりには人づくりが一番重要であるということをお前提に対応しているということで、もうそろそろこの町にも

大変すばらしい名人芸を持った方、また、専任的にいろいろ詳しい方、いろいろな皆さんが育ってきていると思っております。それらの皆さんを、伝承館等で何かの機会にいろんな形の任命ができればありがたいなというふうに思っております。いずれにしましても、ここに住んでいる皆さんを認めるということが、それぞれの皆さんが認め合うということが必要ではないかというふうに考えておりますので、人づくりにつきますは、やはりまちづくりの原点ということで、これからも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） じゃ、続きまして、2番の川根高校の件もちょっと質問させていただきます。

今、教育総務課長もおっしゃったんですが、やはり川根高校の魅力推進連絡会とか、全国募集について、今年は早目に動いていただいて、私も一人でも全国から来ていただければ、また来年のはずみにもなると思いますので、また引き続き県あるいは県教育委員会ともしながら進めていただく中で、私は昨年、川根中学の生徒の入学が増えたことで41人体制を守ることができたと思うんです。それで、今、進路状況もちょっと課長がお話ししていただきましたが、やはり昨年とは少し進路状況がまだまだ生徒のことですから、決めてはいない方も多いんですが、ちょっといい感触があるかどうかわかる範囲で教えてください。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、野口議員の質問にお答えをさせていただきますが、県立高校の入試につきましては、2月18日から2月20日までの間に願書の受け付けが行われることとなりますので、そこまでいきませんと状況はわからない状況がございますが、川根高校の先生の話から聞きますと、昨年度よりは多い状況ではないかというのを聞いておりますので、その辺を見きわめたいなと思っているところであります。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 川根本町の公営塾は、非常に川根高校の魅力はもちろんのこと、小中学生の保護者からも中学、高校に入って学力向上に期待しているという、本当に結構いい感触を私も聞いております。その中で、今後、中学の対象学年を広げるような考えはあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 9月の議会の際に、杉山議員からの質問でもありましたとおり、公営塾につきましては、現在、中学3年生以上という中で対応させていただいております。施設のキャパ等もございまして、現状においてはその中で対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） またぜひ盛り上がって、将来やっぱりこういうことによって学力が向上したということは大変いいことですので、引き続き、続けていただきたいと思っております。

それと、特別奨学金制度、今年度の利用者は何人ぐらいか、あるいは来年度、何か対策みたいなのを考えているかをちょっと質問いたします。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいま特別奨学金制度の状況についての御質問がございましたが、現在の募集についてはゼロの状況がございますが、現在、川根高校とも相談をしながら対応しているところでございます。川根高校の在籍者に対する奨学金については、1学期と2学期の成績が出たところで、3学期に入り募集を行いたいと考えておりますので、その辺につきましては、川根高校と相談をした上で対応させていただければと考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今、川根高校に留学生が58名在籍しておられるということ、30年4月のときですね。それで、一応全体では受け入れ可能な人数が72名ぐらいということを知っておりますが、最終人数は3月にならないと把握はできないと思うんですが、予算上、来年度は相当数程度の確保の金額の計上は見込んでおられるでしょうか。これから見込むんでしょうか、その点、教えてください。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、来年度の予算につきましては、先ほど来、総務課長からも説明させていただいているとおり、現在、査定を受けているところでございます。その中で、来年度に向けて予算編成をしているところでございますので、現状においてはちょっとお答えすることができない部分がございますが、支障がない状況の中で対応できないかというものを踏まえて、総務課のほうに相談をさせていただければと考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 続きまして、ちょっと質問が長くなりますが、町とか教育委員会がですが、地元高校に存続からさらに安定した継続に努力していることは理解しつつも、今後考えるに当たり、支援にも限度ということも懸念されるんじゃないかと思えます。

そんな中で、平成29年度点検評価報告書に、川根高校に対する課題として、寄宿舍の定員不足があり、十分な入居定員を持つ施設の建設が必要。特に建設や運営面の財政負担については国や県と協議し、町の負担の軽減を最優先として取り組むということが書かれておりますが、そのとおりではあると思うんですが、私はちょっと厳しい見方をしますと、甘いというような、大変この甘いという言葉は失礼になるかもしれませんが、やはり国・県にさらに今私たちの町も大変、先ほど言ったように、一生懸命努力していただいて、言葉は悪いんですが、これでもこれでもと支援を続けている中で、非常に県とか国がなかなか向いていただかない中、じゃ、どうしていくというときに、やはり私は同窓会はもちろん、留学生の保護者、PTA、大きくは小中学生の現在の子を持つ保護者、今後、こうなり得るという想定も考え、計画を立てる必要があるんじゃないかと考えています。

町長は既にお考えになっていると思いますが、金銭工面は、ない袖は振れない。私としてはもうちょっと知恵を出すしかないところにも来ているのではないかと心配しております。私も含め、みんなが他人事では困るし、また、町が多数のボールを投げて、そのボールは、私は叱られるかもしれないんですが、同窓会のミットの中にあるのではないかと思います。私も個人として、この川根高校というのは非常に地域ということを重んじる学校でありますし、長い間に大変もう50を切れて60年近くなるんでしょうけれども、本当に大きな進学をさせていただいた大変いい学校ですので、本当に私自身も念頭に入れて、乱暴な言い方かもしれませんが、教育委員会をはじめ、関連の組織には大変申し訳ございませんが、新たにもう一度みんなで誰のためにこの高校が必要なのか、町民の理解、協力も大事と考えます。ですから、本当に私を含めて、くどくなりますが、原点に戻って、もう1回頑張るんだという辺を共有していただきたいと思いますが、その辺について、私に対してどんなふうにお考えになっているかお答えをお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のお話は、質問的に言われましたけれども、最初からそのような目標で対応していたつもりだったと。しかしながら、高校が県立高校であるというような中で、なかなか県の思った以上の予算措置ができなかったということもあって、町費を大変多く使って対応したという経緯がございます。3年ほどたちますけれども、その間、もし留学制度をとらなかったらどうなったんだろうということを考えるとぞっとする思いもございますけれども、やはり多くの皆さんの支えがあって、ここまで来ているなということを痛感しております。

よく私自身は冗談話で言うておりますけれども、私自身は川根高校出身ではございませんけれども、子供は3人ほど出ているというようなこともございまして、大変お世話になっているということは、重々自分自身が承知しているというような中で、今現在6,000名以上のOBの方といたしまししょうか、同窓生の方がいるということをお聞きしますと、やはり基本的には、そういう学校に関係した皆さんがどういう思いでいるかということが非常に大切でして、それは郷土愛であり、母校愛であり、いろんな愛につながるというふうに私自身は考えております。ですので、そういう皆さんにやはり今までは、行政の限界を超えるほど一生懸命対応したというふうに私自身は思っておりますけれども、これからも引き続き、今までどおりにできるとは思っておりません。大変厳しい財政状況でございます。ですので、民間の方、多くの方にいろいろ御支援をいただきながら川根高校の存続をしていく。

よく夕張の話出ますけれども、夕張高校の存続のために、やはりふるさと納税を夕張高校のためにやっているということも例として資料は教育委員会に渡してありますけれども、そういうことをやっている自治体もあるということでございますので、やり方はこの川根本町に合ったやり方で、今後は町のみならず、多くの皆さんに御支援をしていただけるような教育方針で持っていくことが大事だなということを痛切に感じている。これはやはり議会の皆

さん方にも今までどおりの御支援、御協力をいただかなければできないというふうに思っているところであります。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変失礼なことで、また答弁にも御無理を言ったんですが、本当にもう一度原点に返って、みんな、本当に6,000名という方というのは、素晴らしい人数だと思いますので、その辺を含めて、また盛り上げていくというんですか、本当に私らも口も悪いものですから、それは役場だ、それは教育委員会だとか言うだけで、ここまで来ると本当にみんなの気持ちの底上げから始まっていかなければならんと思いますので、ぜひまた頑張ってくださいと思います。

続きまして、3番目といたしまして、大変自然災害の中で多くの議員、また担当課長、町長をはじめ、24号とかいろいろなお話をいただいた中で、やはり私は一つだけ1点質問させていただきたいのは、私らも予期せぬ想定外というか、長期停電なんていうことは大変大きな災害ならあるけれども、あのぐらいの強風でとか、やはりそれほどライフラインというのはデリケートというか、そういう中で、一番身近な各地区の集会所等に防災グッズとか、いろいろなものを毎年だんだん増やしていただいていることはあるんですが、その中に停電の対策の備えも何かしら今後、別に来年というわけじゃないが、取り入れる必要があるように思いますので、その点をまた御検討願いたいと思います。じゃ、その停電の対策とは何だというと、ラジオとか、小さなもので割合身軽に100円グッズというわけにいかんですが、1,000円で結構いろいろなものが買えるということを知ったり、ああいう手回しの充電とかというのものもあるものですから、そこら辺、少ない予算でもできそうな気がしますので、その辺をどのようにというか、ちょっと私は考えているんですが、何かお答えがあればお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 防災関係の御質問でございます。

現状におきましても、各自治会におきましては、いわゆる発電機の配備は全地区に配備させていただいておりますし、現状の制度の中で、今、野口議員言われました手動式のラジオとか、そのようなものも含めて、自治会の対応で御要望があれば、予算の限りがありますけれども、その中で対応ができていくという状況の制度もっております。基本的に拠点的なものについては、発電機でのその施設での電源を維持するといった形の対応については確保済みという形の理解をしていただいて結構かと思っております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） よろしくお願いたします。

続いての水利権のこの要望もちょっと再質問させていただきます。

大体町長の答弁の中で、県、関係市町村あるいは河川環境とか、31年3月31日更新の維持流量は現状のままというふうなちょっとお答えをいただいた中で、私も一生懸命作文をつく



ってきたものですから、ちょっとつけ加えながらお願い、それが現実かどうかはちょっとわかりませんが、読み上げさせていただきたいと思います。ちょっと作文になりますが、どうか聞いていただければと思います。

水力発電は19世紀末から開発が行われ、エネルギーの資源の乏しい日本において殖産興業や戦後の復旧に大いに貢献し、今も多くの方々が電力会社等に変にお世話になっております。中部電力株式会社及び川口発電所下流の既得水利権者からの協力を得て、維持水量を確保することができました。それで現在に至っております。

昭和63年ごろ、大井川沿線の住民によって初めての水返せ運動は日本最初の出来事だったそうです。河川環境の改善を求める運動はその後、河川法の改正の後押しもあり、全国でより活発に行われるようになりました。また、30年前、先人たち、お名前出しますが、旧中川根の徳嶋町長、大片議長をはじめ、多くの大井川流域の人たちの労力を忘れては私たちはならないと思います。それぞれの皆様の理解を得て、大井川の清流が戻り、当町はもちろん、下流流域の人々の生活、観光面、水辺の楽しさを受けています。水利権更新の時期に当たり、感謝の意味を持ちつつ、幾つかの水のことを質問させていただきます。

最初に、川口発電所の水利更新が迫っています。今回は20年後と聞いております。関連施設の塩郷堰堤の真下には、大井川の水が毎秒60から90 t、トンネルの中を通っていますが、通常は定かではありませんが、40 tとも聞いておりますが、よくわかりませんが、笹間川を経由して川口発電所に送水されております。塩郷堰堤は、大井川の表流水をさらに39 t 取れる仕組みになっています。下流流域の飲料水、農業用水として利用されて、39 t は必ず川口において必要不可欠だとも聞いておりますが、近年、発電方法、現在も多種多様になって行われています。導水管の工事も当然あるとは聞いておりますが、塩郷堰堤の表流水維持確保の上でも取水を少しでも減らすことの要望はできないもののでしょうか。町として、住民の代表の知事をお願いをしていただきたい。大変なお願いで、それは相当な根拠も必要だし、なおかつ時間も必要だということも、くらし環境課長からも聞いておりますし、私もそれなりに何人からか聞いております。

そんな中で、先ほど町長の答弁がございましたが、今のところは現状でいくのか、あるいは私が言った要望を少しでも県のほうにしていっていただけるのか、ちょっとわかる範囲でお答えを願いたいと思います。

○議長（中澤莊也君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 野口議員の質問に対してお答えさせていただきます。

今、野口議員も言われましたように、今年度末、3月31日に川口発電所が水利権更新を迎えます。その川口発電所の附帯施設としまして、本町内にあります塩郷堰堤、それから笹間川にありますが笹間川ダム、こちらが川口発電所の附帯施設という形で、川口発電所の水利権更新に伴いまして、3月31日にあわせて更新を迎えるという形になります。

今、議員も言われましたように、この川口発電所の水利権、これにつきましては下流域の

生活用水、農業用水、工業用水と、それぞれ既得権が発生している状況でございます。今現在、塩郷堰堤につきましては通常では3 tの水が流れている状況でございます。先ほど言われましたように、昭和63年の水返せ運動に伴いまして、県と中部電力の協定によりまして、通常の維持流量にプラス2 tを夏場には放流するという形で、4月から9月いっぱいにかけては、ほとんど水が放流されるという状況に今現在なっている状況でございます。

それから、今後その維持流量を増やす要望があるかということですが、先ほど町長も答弁しましたように、現在のところでは要望活動を考えている予定はありません。やはり維持流量を強く要望するに当たっては、それなりの事前の調査、そういうものがないとなかなか今の維持流量を増やすということができません。それは一つに、今現在下流域にあります既得権、工業用水、農業用水、生活用水の関係ですね、こちらのやはり既得権がございますので、その辺の見直しがされないと、なかなか大井川本流の維持流量を増やすというのも難しい状況かと思われまます。

あと、それから、先ほど今後20年の更新になるじゃないかというちょっと御質問がございました。こちらにつきましては、それこそ国のほうの通達で、平成20年の8月12日付の国からの国交省の河川局長からの通達によりまして、河川法の施行についての一部改正というものがございました。この通知によりまして、発電水利使用の許可期間につきましては、平成21年4月以降に新たに許可をするもの、また、更新に伴って許可をする発電水利使用に係ります許可権についてですけれども、従来こちらは30年だったものが、この21年4月以降から20年という期間に短縮になっているところでございます。ですので、今回、川口発電所の水利権更新につきましては、今までは30年の更新でありましたけれども、今回、21年以降の更新という手続になりますので、20年の更新になるものと考えております。

また、あわせてましてですけれども、100年ルールという制度もございます。これは一番最初の発電の申請から100年たつてからは10年の更新になるというのが当初の100年ルールというのがございます。まだこれはそのまま継続されていると思われまます。

以上であります。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。それで、私もこのごろの一般質問するようになったもので、塩郷堰堤を時々ぞきに行っておりますと、この冬場でも電力会社の中電がやはり毎日ちょっと今つけたのを忘れたけれども、3.8 tとか3.7 tぐらいは常時、それぐらいの数字が流れているなど大変うれしく思っております。

それで、また今の続きの水利権の中の質問をさせていただきます。

先人たちのおかげで大井川に清流が戻った。後世に水の大切さを伝えるために、また水の上手な利用方法を伝えるためにもこういう更新の機会を捉えるばかりでもいかんですが、何か催し物というか、ああ、水は大切だなというような何かそういう会みたいのは今開催できないかなと思っている中で、少し情報もいただいたんですが、何かそのような話は聞いてお

られるでしょうか。

○議長（中澤莊也君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今御質問ございました、30年前に先人の方たちのおかげで大井川に水が戻ったという経緯がございます。そういう意味を込めまして、何かしら今後、催し物ができないかということがございます。町としての計画というものはございませんけれども、この川根筋で大井川を守るための再生する会というのが発足されております。こちらの会におきまして、今年度そういう過去の大井川の歴史、そういうものをやはり後生に伝えるべきじゃないかという趣旨のもとに、この会が結成されたということがございますので、そういうものを踏まえまして、今回水利権更新に当たる時期でもあるという形で、やはり何らかの水に対するそういう講演ができないかということを考えておりまして、大井川フォーラムというものを一応、今年度開催したいという計画があるという情報を聞いております。

また、そちらにつきましては、町としてというよりも、この大井川流域の5市2町で構成しております大井川の清流を守る研究協議会がございます。こちらの事務局が川根本町でありますことから、こういうことにあわせまして、今回大井川フォーラムのほうにつきまして協賛するような形で何かしらやはりタイアップしていきたいという考えでおります。

また、正式な日時等、内容等が決まれば、また議員の皆様にもぜひ御参加いただきたいと思っておりますので、そういう旨では、また御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君）　　6番、野口直次君。

○6番（野口直次君）　　ありがとうございます。本当に私たちも水利権の更新は近いなと言っている中でも、先ほども誰かの答弁のお名前をちょっと忘れて申し訳ないですが、議員の御質問の中で答えていただいたんですが、やはり四つのやつが、今平成31年3月31日、その前あるいはもう東電終わって、東電なんかはもう10年更新というようなことも決めて、たしか平成27年ぐらいにやったと思います。そんな中で、やはりこれからの中で、私たちの子供の時分は大井川で大変遊んだもので、大井川の本当の大切さというか、いろいろなことでまずうちなんかも真っ暗くなるまで遊んだんだけど、今の子供たちは、私は母なる大井川と思っているんですが、大井川の歴史、恵みということを何か教える機会というのはあるのかなとちょっと疑問に思ったものですが、実際そういうふうになんか教えてというか、いろいろ大井川はこんなものだよという何かそういう教えるというか、勉強会みたいのはあるんでしょうか、その点をお答えください、あれば。

○議長（中澤莊也君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今の御質問についてお答えさせていただきます。

やはり将来的に子供たちに、この母なる大井川、大井川のありがたさをわかっていただくという意味で、大井川の清流を守る研究協議会、こちらの協議会の中の事業としまして、5市2町で構成しております、各自治体の小学校4年生を対象としました大井川の歴史、60年

前と今の違いというようなものの内容、また大井川の恵みについてという形で、大井川を知る総合学習、学校出前講座というものを開催しております。こちらにつきまして、今年度につきましては、構成市町5市2町のうち、12校から御要望をいただきまして、約1時間、通常の学校の授業時間です。1時間の時間をいただきまして、こちらのほうで講師の方をお連れしまして、そこで大井川の歴史について勉強する会というものを実際やらせていただいております。

なお、延べ人数でいきますと、12校で513人の子供たちに大井川の水の歴史、そういうものをわかっていただくという形の勉強会を実施しております。

また、この大井川の関係につきましては、島田土木事務所におきまして、こういう水に関する出前講座というのをやっているということを聞いております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今課長からお話いただいて、大変うれしいことだと思います。またぜひ今後も側面的でも、いろいろな勉強会をやっていただきたいと思います。513人の方が大井川をちょっと思ってくれたということは大変ありがたく思います。

続きまして、今の関連の関係なんですけど、大井川の土砂堆積等で浸水被害対策を地元の協力を得て、緊急性の高いものから実施されているようです。覚書書を見ると、県も努力するとか、いろいろな言葉があるんですけど、その中で、その後、年間43万立米を目標に地元砂利業者、販売等、いろいろな人たちでやっているんですけど、近年、販売不振の影響から十分取り除いてはいないと聞くが、やはり、とって私もこのごろ河原走ってみたら、意外と取っでもいただいているもので、この私の言っていることがちょっと質問が違うかどうかというのを今心配ではありますが、とにかく私としては業者任せでなく、やっぱり県の責任で堆積土砂の採取をまたさらに上乗せできるくらいの要望を浸水対策と土砂排除、堆積土砂と並行して、これは土木事務所になるかどこになるかわかりませんが、お願いということではできないでしょうか。その点お答えください。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の土砂の関係は5年間の計画が決まっています。これは一番たまりやすいのが、寸又と大井川の合流点、あそこはなかなか流れないということで、あそこが上乗せが多分の話で申し訳ないんですが、3万立米ぐらいだと思います。42万立米ぐらいを今大井川流域で取っているということですが、なかなか上流のほうはコストが高いということもあって、なかなか厳しい経営はしているようですが、5カ年計画で決められた数量は砂利組合の皆さんといいましょうか、協同組合の皆さんが取っているということは承知をしております。これはこちらで言いますと、新漁協の皆さんが許可をして、取ってもらっているというようなこともあるものですから、その辺の数字、大ざっぱな数字はそのぐらいだということ認識をしております。正確は、また建設課長のほうから聞いてください。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） また後でお聞きます。

続きまして、この水関係の最後になりますけれども、またちょっと長くなります。平成9年、河川法の改正により、河川環境整備と保全、また関係住民の意見の反省と、その前の治水、利水からもう一つの柱が加わりました。取水施設等の下流において、流水の正常な機能を維持するために、必要な流量としての維持流量があるとうたってあります。取水施設から維持流量を下回らないように、下流に放流されるものであるということが定義づけてありました。ところが、私の言ったことは、多くの制約、決まり事があり、発電水利権は大変大きなものと伺っております。実際、困難な保護エリアでは、ちょっといろんな面積とか距離なんかを見ると、適用されるのかはわかりませんが、このように少しずつですが、川のことについて国が河川に対する考え方も変化している状態ですので、この機会に少しでも皆さんにも知っていただければと思います、ちょっと長く文章を拾いました。

また、先ほども、課長か言っていたか、町長かちょっと忘れましたが、県土木事務所の河川整備計画の内容も大きく変わってきて、一部の地域へのかかわりを大事にする川づくりを行ってくれているようです。これからこのような追い風を利用して、当然今までの共存共栄の中で、粘り強く交渉をお願いできないか、また、少しでも大井川表流に水が残るように、大変な折衝で時間もかかるとは思いますが、今後も更新期間も少しずつ見直されてきているところもありますので、今後も進めていただくように、先ほども子供たちのことばかり言って、議員も含めてみんなでもう少し関心を持ちながら、できれば先ほど言ったように、環境保全推進協議会もその後がどうなったか、また、大井川の再生する会もできておりますので、今までの30年以上、これからはそれ以上にみんなで注目していきたいと思しますので、その辺は答弁をいただくのもちょっと無理かもしれませんが、頑張っていたきたいことをお願いしたいと思います。答弁はじゃ、してください。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 川の関係で、一番、今、川を監視しているのは漁業組合の釣り人です。学校の子供は川へ行って泳げない、一般の人が非常に入れられないという状況があります。その中で、漁業組合の入漁者も非常に減ったと、組合員も減ったという中で、子供に釣りの教室を教えているというのが、ここの新漁協も旧の漁協もそれぞれの支流等でやっているというような状況で、川を見ると、今、川の状況がどういう状況であるかということが、釣りをやる方はほとんどわかる。しかし、一般の方ではなかなかわからないということがあります。

それと、堆砂の関係、先ほど39万立米を取って、あとプラスが3万と言いましたけれども、その量も取ると、また砂が残ると魚の生育は悪いというような状況もある。その中に玉石を取る組合もあるわけです。玉石を取っても悪いことじゃない。許可を取って、幾らか納めて販売するということになっています。ですので、場所によって川をちゃんと魚の住むような川にしてほしいというのは両組合の念願であります。

それと、もう一つつけ加えて余分なことです。来年、静岡県下のアユ釣り大会が川根本町で開催されると。これは新の組合が主体でやりますけれども、それらに対しましても地元から選手が出れば、応援に行っていただけあればありがたいというように思っております。

それから、河川の護岸の関係、これの整備が大井川は御存じのとおり、国の直轄の区間と県の管理する区間があります。国の直轄のほうは95%を超して整備をされていると。しかしながら、県のほうはまだまだ整備がされていないという状況なものですから、これから災害も、先ほど来、話出ておりましたけれども、早急な対応をしていただくように、今でも要望はしておりますけれども、もっともっと議会の皆さんと一緒にやって要望していく必要がある。それが防災の一つの対策になるのではないかなというふうに思っておりますし、これは強いて言えば、最後は長島ダムの放流の仕方にも関係してくるというようなことになってこようかと思えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変前向きというか、私の知らないところで、いろんなことをやっていただいておりますので、ぜひまた漁業の関係も含めて、少しでも清流というか、みんなが遊べるような川になったらいいと思いますので、今後ともいろいろとお願いいたします。

最後になりますが、それこそ先ほども言ったように、皆さんが大体言っていて、答えてしまったなという質問の中で、ちょっと一言だけ言わせていただきますと、とにかく将来いろいろ不安なことは言うんですが、やっぱりそのときそのときの対応をするとか、そのときそのときに携わった人たちの努力というのは、今後の将来のまた川根本町の存続にも影響してくると思いますので、とにかくいい意味で行革を含めて、また来年度は、今後支出の見合うような予算編成を求められてくると思いますので、本当にめり張りという中で、私としては、町長に節約をしてと言いながら、国や県にもっと働きかけてなんて矛盾している話をするんですが、ちょっと予算編成に当たり、議員として、議会としても、やはり注目をしていきたいと思います。その中で、鈴木町長は国・県に太いパイプを持っておられます。歴代の誰よりもと言ったら、ちょっとあれするかもしれませんが、非常に熱心で、それでまた平成26年、27年には大型プロジェクトを導入し、成功しつつある中で、未来の町のために、時には勇断をもってかじ取りをお願いしたいと思います。

いつものようにまとまん話ですが、少し何か気持ちのよい質問ができたような気がしますので、これからもいろいろな意味で行政も頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は2時5分にしたいと思います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第2 議案第54号 川根本町伝統文化伝承館条例の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第54号、川根本町伝統文化伝承館条例の制定についてを議題とします。

本案について、第二常任委員長の報告を求めます。第二常任委員長、坂本政司君。

○第二常任委員長（坂本政司君） それでは、本定例会で第二常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月4日の本会議において、議案第54号、川根本町伝統文化伝承館条例の制定について審査の付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第54号の審査については、平成30年12月12日水曜日午後1時から午後1時36分まで審査を実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。

出席者は、第二常任委員会委員6名全員、オブザーバーとして中澤議長に御出席いただきました。

また、傍聴者は、第一常任委員会の委員5名と一般傍聴者が1名でした。また、12日の審査には、鈴木町長のほか、森副町長、大橋教育長、平松社会教育課長に御出席をいただきました。

議案第54号は、来年1月末の完成予定に向け、現在建築中の川根本町伝統文化伝承館の平成31年4月1日開館後の管理及び運営等に関する事項を定めるため、新たに条例の制定をするものです。

審査は、担当課長から条文の詳細説明を受け、それに対して質疑応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

第二常任委員会の審査報告書の2ページをごらんください。

第4条の使用時間について、特に必要と認めるときは変更できるとあるが、という質問に対し、時間だけでなく、年末年始の閉館日でも町長が認めたものについては使用できるように柔軟に対応したいという回答でした。

少し飛びますが、指定管理とする場合の期間は、ほかの施設と同様に3年程度と考えてよいかという質問に対しまして、指定管理が具体的になっていないが、指定管理とする場合に

は、そのような対応で行いたいと考えているという回答でした。

最下段になりますが、指定管理とする場合はどのように決めるのか、条件等はあるかという質問に対しまして、教育委員会、社会教育施設運営委員会などに諮りながら、金額等についても決めていくことになるという回答でした。

3ページをごらんください。

施設の使用料金の設定根拠は、という質問に対し、伝統文化伝承館の目的には伝統文化を伝承するという大義がある。使いやすさ、平等に使えるという部分を大切にし、極力安く、統一的にということ判断し、決定した。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第54号の委員会付託に関する第二常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号、川根本町伝統文化伝承館条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町伝統文化伝承館条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。





◎日程第3 議案第68号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第68号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第69号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料  
等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第69号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第69号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第70号 平成30年度川根本町一般会計補正予算  
(第5号)

○議長(中澤莊也君) 日程第5、議案第70号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第70号、平成30年度川根本町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第6 議案第71号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）**

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第71号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第71号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第7 議案第72号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第72号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第72号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第73号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(中澤莊也君) 日程第8、議案第73号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第73号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第74号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中澤莊也君） 日程第9、議案第74号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第74号、平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第75号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中澤莊也君） 日程第10、議案第75号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第75号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第11 川根本町議会議員の派遣の件

○議長（中澤莊也君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。



#### ◎閉 会

○議長（中澤莊也君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成30年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月20日

議 長 中 澤 莊 也

署 名 議 員 野 口 直 次

署 名 議 員 中 野 暉